

政治原論

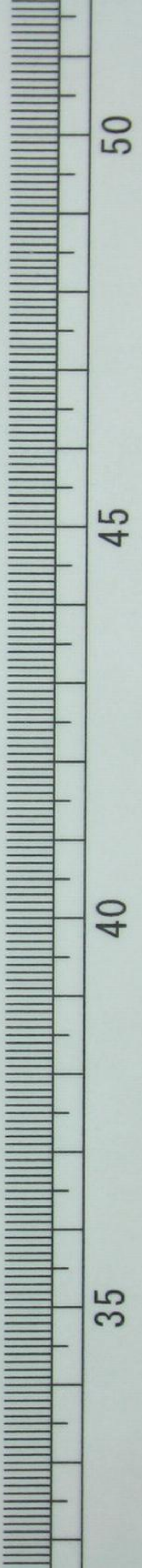
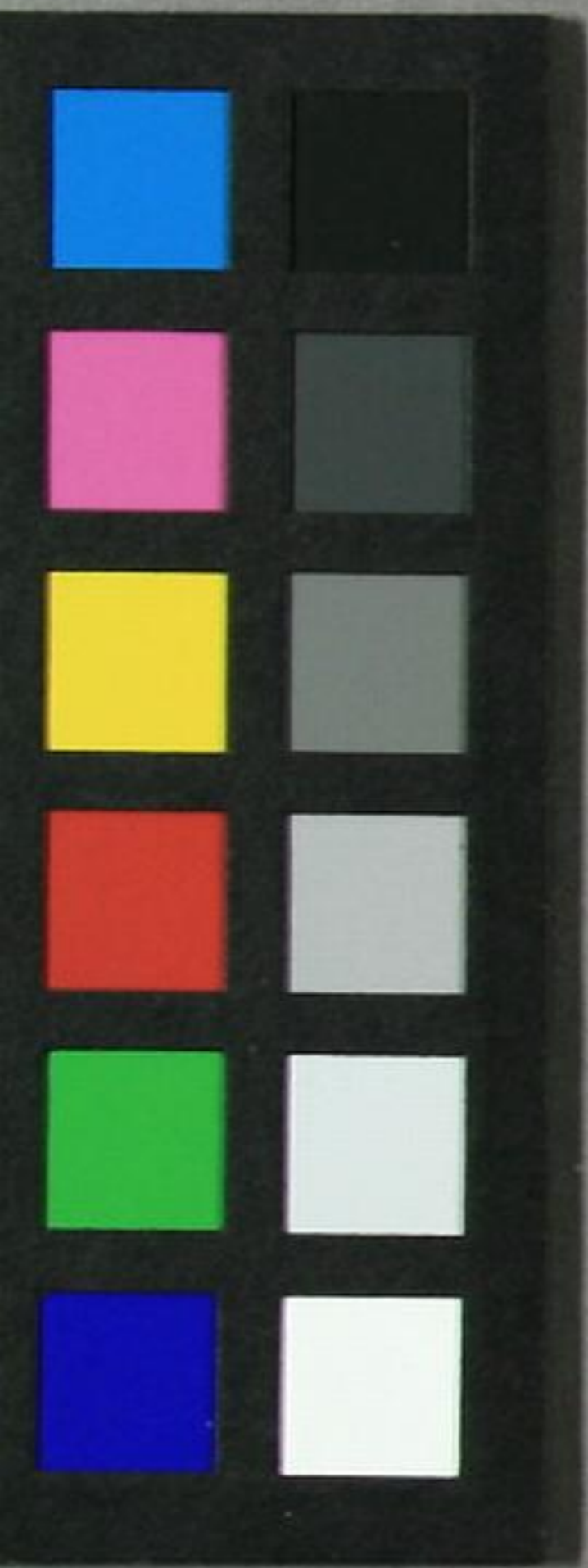
上卷

特別

14

1919

657







市島謙吉氏處女作

校正摺

政治原論例言

筆

月



政治原論例言
 一余の東京専門學校講師の末班を汚し同校政治科生徒諸子に政治學
 を講ずるや適當の課書を得るも苦しみ曾つて大學に在り先輩に就
 て學ぶ所と諸書に就て修むる所とを參酌して之れを口授す然るに
 生徒諸子が日々軍記する所の目を経るに隨ひ漸やく堆をなし歳餘
 に一握餘りあるの一大卷を爲すに至れり當時偶々政治講義會
 の起るあり會主余も請ふに之れを印行して會員に頒たんとを以て
 す余時に郷里新潟に歸らんとす際なりければ草稿を修むるの
 暇を有せず數々辭すれども會主の請求甚だ切なるにより遂に其の
 意に任す極めて不整頓なる草稿を印行し大方の一讀を煩はすに至
 りたるに實に慙愧し耐へざる所なり爾後閑を偷むて稍々修正増補
 (一)

政治學原論例言

する所ありと雖も固と之れを上梓するの意あるにあらざるか故に
 久しく之れを篋底に埋め置きしに今茲二月事あり出京し東京専門
 學校講師諸友に是^見ゆ諸友余に勸むるに之れを梓に上せて東京専門
 學校の参考書と充てんことを以てす余曰くこれ豈に参考書となす
 に足らんや然れども此の書元と専門學校に於て成れり之れを出版
 すると否とも亦た専門學校の隨意に任せずんばならずと則ち校訂
 増補せる草稿を諸友に投じ遂ひに梓と上すことゝなれりこれを
 本書を印行するに至^りたる顛末とす

一本書を編述せる微意の固と後進の人々に政治學の大意を知らしめ
 んとするに在るを以つて及ぶべく諸學士の説を網羅するを力め敢
 て自家の見識に拘泥せず蓋し自家の見識に拘泥する^{こと}の勢ひ
 諸家の説を省かざるを得ず諸家の説を省く^{こと}の初學の人をして

か

政治學原論例言

該博なる學識を得る能^らざらむるの失あればなり
 一本書を上中下の三卷に分ちたるに敢て別意あるにあらざる然れども
 各卷の所論に就て類別すれば自ら卷に由りて科目を異にせり則ち
 上卷の専ら政体の事を論じ中卷の専ら憲法の事を論じ下卷の専ら
 行政の事を論せり然れども余の淺學なる各科に就いて未だ盡さ
 る所のものも甚だ多かるべく又た順序の宜しきを得ざるものも少
 ならずるべし此等の大方の是正を待つて他日大いに改むる所あら
 んと欲するなり

一本書を編纂するに當り参考の用に供したる書籍の極めて多しと雖
 とも専ら採用せる参考書の大略左の如し

- ウルシイ氏 政治學
- オーステン氏 法理學
- ミル氏 代議政治論
- バジオット氏 憲法論

リトバル氏	自治論	ケアルン氏	殖民論
アモス氏	憲法論	アモス氏	政治學
ブルンチリイ氏	國法論	トクビル氏	自治論
スペンサー氏	社會學	グラットストーン氏	憲法論
メイ氏	憲法史	トットド氏	英國政治論

一本書を出版するに際し東京専門學校得業生上野喜永次氏の校訂其他の事につき少からざる勞を執られたり余の深く氏の勞をこゝに鳴謝す

明治二十二年五月

市島謙吉識

政治原論目錄

上卷

◎第一章.....(1)

政治學を汎論す

○政治とは何ぞや○獨立國と獨立國との間には政治の關係存在せず○政治社會の存在を認めざる者の所説其駁論○政治學の定解○所謂政治學の本質○政治學の存在を認むるの說を採る理由○政治學に對する一大難問○斯學の不完全なる所以及其原因○政論と政談の別及其原因○政治學者と政治家の別及其關係○政治學者と政治家と離隔する原因○政治家は終に不完全なる區域を脱する能はざる乎○政治の事項も亦終には進んで學術たるを得可し○其徵候を擧ぐ○未だ完全の域に至らざるの故を以て政治學の存在なしと云ふの妄を辨す

政治の目的を論ず

◎第二章.....(三十一)

○政治の目的未だ一定せず其怪むに足らざる所以○人生の目的定まりて始めて政治の目的を論ず○政治の目的定まらずんば政治學の研究も亦無効なりと謂ふ可らざるを論ず○假りに政治の目的を定めて直ちに研究を始めざる可らざる所を以て人生の目的政治の標準を擬定すべきや○古來政治學者の論議の本質政治學者の研究法は直覺法なり○據規律の法○天啓を規矩と爲すは道理を以てするの別○直接適用論○其不可なる所以並に間接適用に依らざる可らざる所以○實利主義○其二派○政治社會に必要な主義は固より社會を目的とする者ならざるべからず○又其二派○永遠を目的とするの説を採らざる可らざる所以○以上の概括○幸福論○人心の目的は幸福に在りとは學者間の輿論たる辨○幸福とは何ぞや○正當に政治の目的とすへき幸福は何ぞ○幸福の種類○第一人類の自ら制統す可らざる事情より生ずる幸福○第二人々各自の行為に關する

後及系統

所の幸福○第三他人の吾れに對する行為に關する幸福○政治學の關係すへきは特り第三類の幸福なり○政治の目的は第一公衆の幸福を保護するに在り○第二之を増進するに在り○公衆の幸福とは何ぞ○政治學者が社會全般の幸福を圖るに在りと爲すの意○如何にして能く之を求むべきや○奥すちん氏の所説○政治を實際に達せんさせは將來の結果幸福の孰れか大なるやを查察せざるべからず○暴政を去り美政に就くの場合に於て政府人民の討究すへき問題

◎第三章.....(五六)

政治の起原を論ず

○邦國起原の三派○第一派神命説○神命説を王權回護の資と爲すの説を駁す○第二派契約説○蘆ソ一の説○其説の妄を辨す○其一契約説は實際の事實に背馳せざる乎○其二太古に在りて所謂契約なる者あり得べきや○奥氏契約の解○太古正當の契約成立する能はざる所以○第三派心理説其誤謬○政治の起原を正當に解したる者は單り進化論者あるのみ

主權論

◎第四章.....(七八)

○邦國に上下の關係生ずる所以○主權を分析す○御統の大權には必ず五屬性を要す第一單獨唯一○第二最高政權○第三所在確定○第四全國普及○第五多數服從○塊氏の異説○其非を辨す○恆久服從の必要なる場合○總括○主權の定解○主權者は法律上無制限たるを論す○諸家の主權論

◎第五章.....(九二)

政体の區別を論す

○政体區別の二大別○第一法の従ふ可らざる所以○第二法の簡便にして論理に合ふ所以○門テスキュー氏四種の區別○武ルハム氏三種の區別○門、武兩學士の區別法未だ其宜しきを得ざる所以○各批評○最も廣く最も正確なる區別を爲すには主權者が主權掌握の有様を明らかにするを要する所以○主權者員數の多少及其性質の異同に依り政体を五種に區別すへし、(第一一人政体、第二同質少數政

体、第三異質少數政体第四同質多數政体第五異質多數政体其細説○主權の代理者を論す○代理法の二大別○期限及權限に依り四種に細別す(第一、有期有限第二、有期無限第三、無期有限第四無期無限其細別

◎第六章.....(一〇七)

一人政体論

○一人政体論を政体論の初に説く所以○一人政体は沿革上創始の政体たるを論す○多數同質政体を以て創始と爲すの非を辨す○邦國及政府の起原○太古創造の社會には專制なる君主を要する所以○君主政体五種の類別(第一都府君主政体、第二東洋君主政体、第三支那君主政体第四宗教君主政体、第五羅馬帝政政体)其細説○開進の遲速上三種の區別(進動政体、遲進政体、不進政体)○君主得位の問題を觀察す(自立制度、撰立制度、世襲制度、世襲撰立合制)○世襲撰立の兩制を詳論す

◎第七章.....(一二五)

少數政体論

○少數政体の一人政体に次て起る所以○貴族の政治社會に起る原因○其畧説(智識、腕力、財産、門地、武勳)○少數政体に同質、異質の引起る所以○同質少數政体の永續すへからざる所以○同質少數政体の他の政体に變遷する所以を觀察す○其二大原因(内部及外部)細別○異質同質少數政体の同質少數政体に優る所以○此政体の腐敗を防ぐ方策

◎第八章……………(一三九)

多數政体論

○同質多數政体の定義○共和政体の辨疑○共和政体の起因を論ず○太古共和政体と近代共和政体の別○太古共和政体の利、其弊○代議制は古代共和政体の弊を矯正するに足る所以○代議制は人に依て其効を爲す○米國共和政体亦弊なしと謂ふ可らず○其弊害を擧ぐ○共和政体の多弊なる所以○第二種の多數政体能く共和政体の弊を捫制すへし○立憲政体を論ず○諸政体の得失を約説す○一人政体の弊○貴族政体の利弊○同質多數政体の利弊○立憲政体の他諸政体に優る

匡濟

利

所以○碩學の説○專制と自由の關係を論ず

中卷

◎第九章……………(一六七)

憲法を汎論す

○憲法とは何ぞや○憲法二積成、制定の二種あり○其得失を論ず○制定法の積成法に優る所以○何れの國の憲法も終に成典ならざるを得ざる所以○憲法の效益を發揚するは其經下人民の精神氣風に關す○憲法を維持するの要訣

◎第十章……………(一八四)

代議制度を論ず

○如何なる手段に依りて人民は參政權を使用するを得るや○近世社會に撞着の二大趨勢あり○如何にせば斯の撞着の趨向を調和するを得る乎○之を調和するの策は代議制に在り○代議制に關する妄説○其辨妄○結論

撞

治法

◎第十一章……………(一九四)

撰舉權の區域を論ず

○代議制度の善悪は撰舉法の良否に關す○撰舉區域は廣^窪なるべきや狹隘なるへきや○下等人民を撰舉區域の外に置の非○然れども又多少の制限なき能はざる所以○撰舉權を伸張するに由りて生ずる弊害を矯正するの方案○彌ル氏の説

◎第十二章……………(二〇七)

間撰直撰の利害を論ず

○代議士を撰舉する二様の方法○間撰法を可とするの論○間撰法の採る可からざる所以○更に間撰法の理論實際ともに駁議を免かれざるを細論す○其理論上撞着するを辨す○其實際上効用なきを説く○間撰法の有効なる唯一の場合

◎第十三章……………(二一八)

少數代表法を論ず

○少數代表法の必要○多數決の眞價を定む○現今の代表法は眞正の數多を代表

せざる所以○當マス、開ア、氏の代表法案第一則第二則第三則第四則○其利二
^益
~~第一第二第三第四~~

◎第十四章……………(二三八)

投票法を論ず

○二種の投票法(開示投票法、匿名投票法)匿名投票法を可とするの論○匿名投票法は政治上に用ゆ可^撰○際舉權は公權なる^に將た私權なるや○撰舉權の私權に非る所以○匿名投票法に私會に用て便利あり○國會撰舉之を用て可なる場合

◎第十五章……………(二四九)

代議士の任期を論ず

○任期を設くるの必要○任期長きに失するの弊○任期の長短は一定の規則を以て律すへからざる所以○全部改撰法の必要

◎第十六章……………(二五五)

議院論

○二局議院論の要旨○一局議院論の要旨○立憲政体の本義に照して二局議院法を可とする所以○立憲政体の本義を解して尙ほ一局議院を主張する其理由二あり○其非を辨す○英國上院組織法の五弊○其細論○善美なる上院を組織するの要素如何○彌兒氏上院論○同氏兩院を組織する議員品質の異同論○其批評○一局論者の三大失○一論者の説を駁す

◎第十七章.....(二八二)

政黨論

○政黨とは何ぞや○政黨と政社の別○政黨たるに必要な資格○政黨の種類○各種の政黨を論ず○各種政黨の利害を辨す○施政黨は憲政体の機關として必要なり○政黨員は大同の主義を抱持すれば足る所以○英國の施政黨の主義○施政黨の効用○政府黨の必用なる所以○非政府黨の必用なる所以○何を政黨政治と云ふ○英國の政黨政治を畧説す○英國政黨政治の二大原則○政黨政治の効用

下巻

◎第十八章.....(三二七)

政府の三大部局を論ず

○主權實行の方法○政權は如何に分掌せらる乎○三大部局○三大部局の分立は利便上必要あるのみならず他に必要なる事情ある所以○三大部局は各獨立の地位を有たざる可らず○三權鼎立の説を駁す

◎第十九章.....(三三六)

立法と行政の關係

○立法行政の區別○立法部必ずしも制法のみを職させず、行政部又必ずしも行法のみを任せず○行政首長は法律制可、不制可の權を有す○不制可權の濫用を防ぐ二法○行政部の監視は立法部の所掌なり○第一、行政事務の一事一項を監視するの法○第二、行政事務の總体を監視するの法○政府の經費を定むるの法○議院の議定を経るを要せざる政費科目○其議定を要する費目○分配條例の必要○

第三、行政官の罪状を告訴するは監視の第三法たり(彈劾法)外國と締約するの權は行政首長に屬す○開戦の權も亦同し○海陸軍の權行政に屬す○警察權も亦行政に屬す○立法部警察權を制するの法

◎第二十章……………(三六一)

司法と行政の關係

○行政司法の區別○行政の司法に干渉する場合○特に特赦の法を設く○司法の行十に干渉する場合○行政裁判の覆審は各國其制を異にす○各國制度の内普國の制度を最も好しとする所以○行政裁判の區域を狭むるの必要○司法官を獨立せしむる二法○法官の位置を鞏固にするの必要○法官に優俸を與ふるの必要○論結三條○四大政權の説を駁す

◎第二十一章……………(三八〇)

代議院の職務を論ず

○代議院の長所に監督に在り○代議院は何等の部分に監督す可きや○行政事務

に關し代議院に適當なる職務、(行政官の監視及び其黜陟)其制限○代議院は直轄に立法事務に適せざる所以○代議院が立法事務に盡すべき至當の職務○立法委員局の必要○代議院は又輿論の集合所として大利益あり○或人の非難を辨駁す○總括

◎第二十二章……………(四〇二)

中央政府論

○中政府の起原及び沿革○普佛英各内閣の組織を按ず○英國內閣の佛普内閣と異なる大要○英國內閣の制度を詳論す○英米内閣制度比較論、(其一、其二、其三、其四、其五)

◎第二十三章……………(四三九)

地方政治論

○地方政治の起る所以○地方自治の起原○地方政治に關する論目○第一地方政治とは何そや○第二地方政治を行ふに必要な條件○第三政務の分配如何、集權、

分権の得失を論ず○地方自治の利害を細論す○中央、地方政務分掌の程度○地方の管掌に属すべき事務○中央の管掌に属すべき事務○警察制度に関する疑問○第四中央吏員政務分擔如何○第五中央政府と地方政府の關係如何、

◎第二十四章……………(四七九)

属國政治論

○本論の二大別○第一、殖民論○何をか殖民と云ふ○殖民の歴史を叙す第一期殖民の有様○本國政治家の殖民地に對する政畧如何○第二期殖民の有様○英國殖民政畧の一變せる理由○第三殖民の有様○殖民協會の沿革○真正の殖民主義始めて世に知らるる○殖民の方法如何○其改良の四要點○再たひ殖民の氣運を挽回す○總括○方今尚ほ各國政府が殖民地に對するに干渉政畧を以てするの理由なく且二益なきを論ず○本國の殖民地に對する正當の外畧○第二征服國論○征服國に二種の別あり第一種の属國に對する政畧如何○第二種の属國に對する政畧如何○本國政府は如此属國に對し常に善良なる君主を與ふるの責あり○征服國

に關する真正の政畧如何は當世の一大問題たり○属國支配人の困難を避くるの策○属國を治むる至當の方策

政治原論目錄

上卷

第一章

政治原論の論議

政治未だの
關係未だの
生ぜず

政治開始の
關係開始の
政治開始の
に成る

獨立國と
獨立國との
政治の關係
政治の關係
其理由

上の關係存在すと云ふ可らざるなり、然るに今こゝに一部落あり、法律
上、治者を定め、又法律上、治者以外の者之れも服従するの責あるとき、
其關係たる血族上の關係にあらざる、其服従たる道德上の服従にあらざる、
即ちこゝに於てか、初めて政治の關係生じたりと云ふを得べく、其社會
を政治社會と云ふを得べきなり、而して斯くの如き部落の合する者、其
大小に従つて村町と云ひ、郡州と云ひ、府縣と云ひ、邦國と云ひ、別々に云
へば孰れも皆な政治社會たり、合せて之れを云へば一國の政治區たり
然れども、州郡府縣町村を呼て政治社會と云ひ得べきを推し、以て獨立
國と獨立國との間にも亦政治の關係存立すと云ふを得す、即ち世界萬
國を通じて一の政治社會と目する能はざるなり、何れとなれば世界列
國を規約する萬國公法の如き一種の法律ありと雖も、之れを實行
するもの政府即ち主治者なるもの未だ成り立たざるを以て此の法

上巻

第一章 政治學を汎論す

三

政治社會の區域

學とい何ぞや
智識の別あり

律の如きも固より上下の關係を正すの効力を有せざればなり、去れば政治社會の區域の之れを小にして、一部落に止まり之れを大にして、一獨立國に止まるものと心得ざる可らず、而して此の範圍内の社會と雖も上下の關係なき者は之を稱して政民社會となす可らざるなり、
政治の義大略上文述る所の如し去れば政治學なるもの上下の關係ある社會の現象を研究する者なること明らかなりと云ふべし、然れども更らに進むて學の義を解説するにあらずんば未だ充分に政治學の何ものたるを詳らかにする能はざるなり、蓋し學とい、廣く之れを解釋すれば智識と云ふ義に外ならずと雖も、凡そ智識に普通道の智識と學問上の智識の二種ありて、普通の智識は積むて學問上の智識となり、學問上の智識の纏まりたるものを、サイアといふ、而して此のサイア

其例解

二者の區別

ンスとい政治學の學字を云ふなり、今平易の例を取りて二種の智識の區別を説明せんに例へば窓外を望むて一二の艸木に眼を注ぎ、彼の花の紅なり彼の葉の緑なりと云ふんに、事實相違せざる以上の一種の智識なりと雖も、是れを呼んで學問的の智識と云ふを得ず、然るに原動力の力と反動の力との同一なりと云ひ、水の地を求むと云ひ、水の水酸二素の親和より成ると云ふとき、人初めて之れを學問的の智識と云ふ、意ふに其相違何れにあるや、蓋し事物の總体若くは一類に通じて正しき事實を知るを學問的の知識と云ひ、一事一物に限りて正しき事實若くは部局に限りて正しき事實を知るときは、是れを普通の知識と云ひ、學問的の知識といふ云ひざるなり、即ち艸木を指して其花を紅と云ひ其葉を緑と云ふが如き普通の知識なり、何となれば余が見たる格段の艸木の花の紅なり其葉の緑なりとも紅色の必らずしも花の通有

上卷

第一章 政治學を汎論す

兩種智識の優劣

する色にあらざる、緑色もまた必ずしも葉の通有する色にあらざるなり、然るに水の地平を求むと云ふときは、是れ水に^水通有の性を云ふものにして、此水の故なく天に登り、彼の水の故なく卑きに下らずと云ふことなく、苟も水の要素を具ふるもの、何れの國、何れの地にあるの河海を問はず、必ず地平を求めざるのなきなり、水の水酸二素より成ると云ふも、之れと齊しく其通有の性を云ふものにして、此水の水素を欠き彼の水の水酸素を欠くと云ふが如きことあらざるなり、要するに前例のたゞ格段なる事物に就て見解を下したるに過ぎず、之れを推して同一類の事物を解する能はず、故に之を學問的以下の智識と云ふなり、之に反し、後例の事實は同一類の一般事物に就て推すも其眞實なるを失はざるが故に、之を學問的の智識と云ふのみ

是れに由りて、**之**れを觀るに二種の知識に自ら優劣なき能はず、即ち机

萬有齊一の現象なく、學術決して起らず

案を指して木製なりと云ひ、此花卉は紅なりと云ふが如き假令其觀察の過またずと爲すも、學問上に何の益かあらんや、蓋し机案必ずしも木製ならず、花卉必ずしも紅色ならざるを以てなり、之れに反して第二種に属するの知識の學問上眞に^實缺く可らざるものより、學者が頼りて以て眞理の研究を爲すの材料も、豈に之れを措て他ある可らざるなり、蓋し若し萬有の間、一も齊一なる現象なく例へば石を空中に投ずるに或は地上に墜ち、或は故なく空に止まることあり、水にして熱湯の中に氷變、或は水を成し、或は草木を生ずることあり、水にして熱湯の中に氷變、^互寒に遇ふて氷變せざる等、概言するに萬有の間、某狀情の下に某結果常に起るとを期する能はずんば、學術決して起るを得ず、學者螢窓雪案の勤勞の終に徒爾に属せん而已、然れども萬有の事物の決して斯の如く不規則なる者もあらず、故に學者の勤勞も亦遂に徒爾ならざる也、

上卷

第一章 政治學を汎論す

以上の約
提學及政治
學の定解

所謂政治
學なるも
の在りや
物体を材
料とする
理化の學
術あるの
疑人之を
疑ひす
人心を材
料とする
政治の學

に至りて
其存否
に就き異
論なきに
あらず

政治學の
存在を認
めたる者
の所説

其駁論

以上述る所を摺撫約提するも所謂學といふ宇宙萬物の齊一現象に就き之れが規律を研究するものなりと云ふて不可なるべし而して政治の學といふ上下の關係ある政治社會の現象中其齊一なる者を求めて一定の規律を定むる者も外ならざるなり

政治學の義既も明かなり吾人の更一步を進め政治社會に果して齊一なる現象ありて其間に一定の規律ありや復言すれば政治の事項ハ一派の學術と爲すことを得べきものなるや否やを研究せんといふ蓋し物体を材料とする理化の諸學ハ己に純粹なる學術の位地を占め人之れを疑はずと雖も獨り人心を以て材料とするの政治學に至りてハ果して之れを立て、純粹の學術たらしむることを得るや否や泰西の學者社會に於ても未だ議論の一決せざる所ありて或は政治の科目ハ到底學術と爲す可らずと云ひ或ハ之れを駁して天下の事物ハ悉く

一定の法則あらざるなり政治に於て豈獨り之れ無らんや固より一派の學術と爲すを得べしと云ふもあり而して既に前段に述ぶるが如く萬有の現象に齊一の規律なき時ハ學術起らざる理なれば政治の學なりと云ふもの即ち政治社會の現象には毫も齊一の規律なりと云ふものあり論者曰く抑人心の同じからざるその面の如し故に豫じめ甲ハ何事を爲さんとするか乙ハ何事を欲するか實に知る可らざるの事なり即ち人心の動くや定則なりと云ふて可なり定則なきが故に之れハ憑據す可らず又各人の心意既に憑據す可らずとせば各人の集合せる社會衆員の心意も随つて憑據す可らざるなり故に政治社會には齊一の現象あるを得ず齊一の現象無きが故に學術と爲すを得可らずと政治を以て學術となり得べしとするの論者ハ之れに答て曰く如何にも論者の言の如く一人一人に就て其思想行爲を見れば甚だ錯綜に

上卷

第一章 政治學を汎論す

九

八

いて憑據すべき規律を發見すること甚だ難しと雖も其錯綜して研
究に難きが故を以て直ちに規律なしとの斷定す可らざるなり例へば
今山嶽に雲の飛揚するを見て誰れか其運動に規律の規律ありと思ふ
者あらんや去ればよそ太古の人々の之れを以て妖魔の所爲とはなりた
り然れども近輓理學者の研究を経て意想外にも颶風に一定の規律あ
ること明白となり又氣象の變化を數刻前に豫知するを得ることゝな
りたるよあらずや政治社會の現象も亦之れと同しく一人一人に就て
考ふれば恰かも山嶽よ雲の飛揚するを望むが如く毫も規律なきが如
しと雖ども之れを以て直ちよ失望すべからず須らく充分の討索を經
て後初めて之れを斷すべきなり且又一人一人の思想行爲に於て齊一
ならざるが故に其集合体の思想行爲も亦齊一なるを得可らずと推論
するも非なり何となれば社會を組成する總員の總行爲の悉く齊一な

らざるや否や未だ明かならざればなり若し夫れ各人の思想行爲の一
部の齊一ならざるも他に齊一なるの部分あらんに其部分こそ齊一
の規律を求むるの好資料なり今社會總員の總行爲に就て考察するに
果して斯くの如きもの無きか請ふ試みに彼の山嶽を見よ其被る所の
草木の其種萬千其色異なり長短別あり形狀同トからず近く之を望め
ば滿山同一様のもの絶へてあるなり然れども仔細よ之を研究すれば
齊一なるもの決してこれ無きにあらざるなり即ち今草木に就て云へ
ば其の形狀の固より千様萬態なりと雖ども枝の常に上に向ひ根の常
に下に向ふの萬種の草木に通じて齊一なるの形狀にあらずや又た其
の發達に就ての同種の草木中にも遲速の別ありと雖もこれとて
決して不規律に或は早く發育し或は遅く成長するにあらずならず光
線温度水氣の分量如何によるものにして此の三者の分量多きとき

速かに發達し欠乏するときの發達速かならざるのみ、去れば草木の發育にも決して一定の規律なりと云ふ可らざるなり、今夫れ政治社會の現象の甚だ錯雜にして毫も齊一なるもの無きが如くなり、雖も仔細に研究し來らば豈に又草木に於けるが如きものなりとす可けんや、即ち人々の思想の千殊萬別なるべきも利慾の情を抱くの一事に至りての決して人によりて例外のある可らず、各人互ひに利慾を達せんと相競争するの極、或は他人の生命財産を侵略することあるが故に、勢ひ之れを制するもの無る可らず、これ國の文野を問はず必らず、主作者ある所以にあらずや、然れども一人以上の主作者あるとき、互ひに其の權を爭ふの亦人情の常なるが故に、必らず一人の他に超絶するの權を有し之れを統率するもの無る可らず、是れ又た國の文野を論せず必らず一人の元首のあるありて政治を統轄する所以にあらずや、而して凡

そ此等の皆な政治上に於ける齊一の現象なり、何んぞ政治上に絶へて齊一の現象なりと云ふを得んや、亞レキサンダト、ペイン曾つて曰く、史學を研究するもの、殊に大体の事實に着眼すべし、彼の旭日に映して燦爛たる劍光の兵馬戰鬥の強弱に關係なきを、知れチャールス一世の顔色、音聲、服裝の議院と不和を生せる原因を、繹ぬるに無用なること、知れと、今政治上に齊一の現象を求めんとするにも、其の眼邊を遮る瑣末の事實に拘泥すればこそ、事々物々皆な甚だ異にして、雜然規律なきが如くなり、雖も廣く大体に着眼し仔細の研究を遂るに於て、豈に亦齊一なる現象絶て之れ無しとせんや、

以上二派の論者が相争ふの要點にして、吾人の固と政治上に齊一なる現象ありとの説に同意を表さんと欲するものなり、蓋し政治社會の元素たるべき人々の思想中、齊一なる部分なくんば、到底政治上の現象

政治上に
齊一なる
現象なり
との説を
採る所以

上卷

第一章 政治學を汎論す

も齊一なるを得可らず、而るに人々か其の思想を齊一にするの場合の甚た少からず、今其の一二を舉れば先づ(甲)不可避之事情の人の思想行為をして同一ならしむる者の一なり、例へば人食のざれば必らず死す如何に人々思想を異にすとも此の避け難きの事情に接しての相期せずして其の思想と行為を同ふせざるを得ざるべし、又(乙)習慣も人の思想行為を齊一ならしむる原因なり蓋し習慣の第二の性を成すとの古言ある如く事の善惡に拘らず久しく一事に慣るれば幾んど抜き難き程の勢力を有するものなり、而して何れの邦土を問はず必らず其地に特別なる種々の習慣具のりある者にて、其地に居住するものハ勢ひ此の習慣に従ひざるを得ざるが故に、其の思想行為も亦た自然同一ならざるを得ざるなり、又(丙)教育の習慣に比すれば一層強大なる勢力を有すること明らかかなり、蓋し教育の一定の坵場あつちばに人を鍛鑄あやするものなる

が故に、同一の教育を受けたるものハ勢ひ大差ある思想を抱くを得ず、故に其の行為も又た自然齊一ならざるを得ざるなり、而して(丁)道理に至りてハ最も強大なるの勢力を有せり蓋し道理は人の思想を繩なすの尺度なり去れば苟くも此の尺度に準據する以上の萬人萬様の思想を有し得可きにあらず、例へば今余の道理の判断に問へば四と四を合すれば八の數を爲す、然れども是れ唯に余獨り斯く思ふものならず、余と何事も説を異にし思想甚だ相違あるの人と問ふも決して之れを九と云ひ、十と云ひざるべし、是れ固と道理の人心をして齊一ならしむる所以なり、之を以て嘗て相知らざる東洋の學者と西洋の學者と説を同ふすることあり、互に摸倣するにあらずして同時、同物を發明することあり、道理の力ハ人心をして齊一ならしむるの至大要具なりと云ふべし、以上述るが如く人心上一定の規律を立るの資料多々ある以上の、吾人

道理の人心を齊一ならしむ

上卷

第一章 政治學を汎論す

も至大の
かり

政治社會の現象より一定の規律を發見し得べしと斷言するも決して不可なきを知るなり唯た今日の實際を視るに政治學者が未だ多くの規律を發見するに至らざるもの其の研究の未だ充分ならずして此の學術の未だ進歩せざるに依るの之、今試みに政治學不進歩の原因を案するに左の如し、

其原因第一

第一 政治學に關係する諸學術の未だ進歩せざる事 蓋し何種の學程に論なく他の諸學術に關係を離れて能く其濫奥を究め得べきものにあらず、今夫れ政治の目的の人生の目的如何を問ふて決せざる可らず、而して人生の目的を定むるの哲學の關する所なり、人事の正邪、曲直を判定するの之を倫理の學に問ひざる可らず、人類相集り社會を構成し依て起るの諸現象の之れを社會學に質さざる可らず、而して猶ほ深く政治社會の現象を研究するよ、人心の變化を知らんと欲せば之れを

政治の他
諸學術に
關係する
所以

心理學に徴せざる可らず、尙ほ更に進むて人類の理を明かならしめん
に生物學に溯り遂に物理學にまで討究を及ぼさざるを得ざるべし、
今之を圖表すれば政治學の位地將に左の如し

斯學の位地

哲學—倫理學—社會學—政治學—心理學—生物學—物理學

政治の他諸學術と關係すること斯の如し、意ふに讀者は政治學を修むるに當り多少此等諸學術を涉獵するの必用を了せらるゝなるべし然るに此内最も政治學に密邇の關係を有する哲學、倫理學、社會學は現今如何なる位地に達したるや、哲學の曾て争ふ可らざる人生の目的を定めたる乎、倫理の學の確固抜く可らざる道義の大本を立たる乎、社會學の古より學者之を認めて學術と爲したる乎、此等諸學術の今日に至るも尙ほ未だ全く繙綯を脱する能はざるにあらずや、此他人事に關するの諸學術の亦た皆な如斯の有様にして其漸く發達したるの實に軌近

上卷

第一章 政治學を汎論す

の事に屬す、根基の未だ定らざることを凡そ如此、枝葉の發達せざるも素より恠むに足らずと云ふべし、

其原因第二

第二 此學を研究するに特殊の困難ある事 凡そ學術の進不進の繋る所の試験法を適用するを得るや否やにあり、彼の物理學の如き化學の如き其他諸般理學が討究する現象の極めて錯綜なるに拘らす夙とに純然たる學術の位地を占めたる者の能く試験法を適用するを得るが故なり、政治に關するの現象の之れと異にして試験法を施すこと難く、事を實驗せんことを欲すれば自然に其事の起るを待ざる可らざる者多し、則ち新に殖民地を開くの時、の如き政治現象、實驗の機會なり、其政府の建つ所以、其人民階級の分る、所以等皆な就て研究するを得べし、又革命、變亂に際して、能く政治上の原因結果を明に、大に政治學を立るの好資料を得べし、然れども殖民や變亂や其自然に起る

人心の公平なる能い、亦是れ亦進歩の障礙なり

を待て目撃せざるを得ず、學術を研究するが爲め殊更らに之れを企圖すること能いざるものなり、故に政治學の研究たる物理、化學等に比すれば、一層困難なる事情ありと云ふべし、加之凡そ人心の公平なる能い、さる人事を判断するに多少弊害なき能はさる中に就き、政治學の進歩に、殊に障礙を爲すを覺ゆ、意ふに是れ亦た政治學不進歩の一原因とあらざらんや、蓋し人如何に公平無私なるも自家利害の關する衝に當りて多少偏頗の情を懷かざるものあらんや、故に人生直接の利害に關する政治學の研究に常に公平の觀察を失し、易く隨て其發達も亦た速かなること能いざるなり、試みに看よ、彼の天文學も於て惑星の位地右にあるも、左にあるも人生直接の利害に何の關係あるらんや、化學に於て物質の原素に増減あるも人生直接の利害に何の關係あるらんや、學者素より公平無偏の思想を抱て研究を遂ぐべきなり、宜なる哉、理學の進歩

實施して
正邪を直
を試むる
の難きは
亦一障害
因たり

駭々然たる者あることや、之に反し彼の政治の學を看よ、或ハ幣制を同
一にするに云ひ、政体を變更すると云ひ、格別決し難きの問題にあらさ
るに其決せざる何ぞ甚だ久しきや、蓋し國情に由りて利害の異なる所
あり、學者と雖も此情實の範圍を脱する能はざるに由らざらんや、尙
ほ之を外にして一の障碍あり、他にあらざる理論既に定まるも之れを實
施して其正邪、典直を試むるに甚だ困難なる事情あること、是れなり、
蓋し既に論ずる如く風俗習慣の勢力の至大ある抜く可らざるものあ
り、往年英國政府が其屬邦印度に多年其國風をなせる一夫多妻の弊習
を改めんとし、非常の艱難を嘗めたるが如き即ち其實例にして、理論果
して眞確なりと雖も、之れも多少の斟酌を加ふるにあらずんば實行
し難きものあり、去れば毫も斟酌なき眞實の理論の正邪を驗すること
實に容易にあらずと云ふべし、亦た假りに眞正の理論を試ることある

其原因第
三、政論と政
談との區別
及ひ關係

も其成績の直ちに試験者の眼前に現れず、數十百年の久に彌りて始
めて観ることを得るもの概ね然らざるなきを以て、或ハ學者をして其
理論の眞否を疑はしめ、或ハ成績の容易に見難きに失望せしむるに至
る、是れ又政治學研究の特殊の困難ある一事情なり、
第三、政治學者と政治家との離隔甚しき事、今此一事を論ずるに先
ち先づ政論と政談との區別を爲さざる可らず、政論といハ政治の學に就
て論ずる者を云ひ、政談といハ實地の政治に就て論ずるものを云ふ、政論
ハ唯だ政治學の考究すべき區域内に於て論ずるものなり、之を論ずる
人の利害に關係するものにあらず、政談ハ之れと異なり、談ずる者事を
爲すの目的を以て談ずるものよりして、是が参考の爲め理論を政治學に
採り而して政務の部分何れに論なく之を談論するものなり、概するに
區別の第一ハ目的の有無にあり、其第二ハ政論を主眼とする、之れを

政治家と
政治學者と
離隔する
原因

雄辨寸言にして百萬の衆を提撕一朝大勢を變更することあり於是乎政治家は揚々として思へらく實際家の技倆の學者の技倆と同からずれ何ぞ政治學者の力を籍るを須ひんやと政治學者の其狀を見て心不快ならざるを得ず罵りて曰く所謂政治家輩の爲す所の淺薄を以て共に學藝の園圃に齒すべきにあらざると如斯く政治家も一時を苟安するの策略に得意にして以て足れりとして政治學者は實事より遠かりて始めて眞理を發見すべきものと爲し習性となりて二者の關係愈々疎隔し遂に政治家の緻密なる理論を聞くに鈍みして政治學者の實際の變遷を見るに迂なり而して時として其學に鈍なるの政談客尙ほ能く政治の目的を論じ實事を見るに迂なるの學士尙能く政治の改良を談ず兩免地も添ふて馳するも當り誰れか其雌雄を辨するを得んや政治學の完全の域に進まざる職として此一大原因に由らざるべからざるなり

政治學の
終に不完
全なる區
域を脱す
る能はざる
乎

政治の事
項も亦終
にの進め
て學術た
らざるを
得可らざる
其徴候を
擧ぐ
其徴候第
一

政治學の進歩せざる斯の如し然らず政治學の終も如斯き不完全なる區域を脱するに能はざるは是れ實に政治の事項を以て學術となすことを得るの否やの繋る所也蓋し政治學にして到底如此の域を脱すること能はずんば終に學術たるの地歩を占むるの期なければなり而して吾人の見る所を以てすれば政治の事項も終にの進めて一派の學術たらしむることを得べしと信ず蓋し近世に至り其の徴候の顯るもの少なからざればなり請ふ其一二を擧げん
(第一)近年統計表を政治上の一大機關となすに至りたる事の如き政治學を大成するの一助と云ふ可らず抑も統計學の佛國理財學者の創起する所にして凡そ人口出産死亡婚姻營業疾病犯罪濟貧教育其他凡百政治上の事項を網羅數計する者なり故に政治學の此學科の助け

上卷

第一章 政治學を汎論す

を借りて精確を加ふると大なりとす、且つ政治機關活動の情状も又之れに依て明瞭を増すと尠からず、彼の大國に在りて貧窮或は犯罪の増減の如き統計の法に依らざる時の其概略をも尙ほ知ることを得ず、政府の常々妄誕無稽の流言を以て人を欺くの患あるを免れざる可し、統計學の政治上に如此く有益なる關係を有すと雖も、其穿鑿甚だ容易ならざるが爲め久しく實用に供することなかりしが、近世に到りては極て未開幼稚の地位にあるの諸國を除くの外、皆な一國の諸事項を統計して之れを製表し、施政の一大機關となり、各其精確を他と相競ふに至り、何事も關しても空漠と議論を立つることを止め、必ず之に徴して立論することとなれり、また國會議員の演説討議に於ても最早雄辯獨り喝采を專にするを得ず、統計に依り事實を調査するの精粗も應に勝敗を決する事となりたるは、これ一に政治上の處措を妄斷濫決

其徵候第
二

するの弊を避け、一に原因結果相關の理を明ならしむるの端緒を開らきたるものにして、政治學をして遂に學術の位地に進ませしむる一徵効なりと云ひざる可からず

(第二前條と相類する他の一徵候あり、即ち凡そ何等の政策を行ひ何等の制制を施かんとするにも唯目下の事に就て方案を定むること漸く止む、其行いんとするの政策と制度とに關し従前より沿革に來る事歴を審査し之を目下の事件に參照して後始て行ふこととなりたること、是なり、例へば或る地方に貧民一擡を興したりとせよ、斯る場合も臨むて如何にか之を處置するや、近時の政治家は徒らに之を鎮定して以て足れりと爲さず、深く其地方の狀情に質し、施治も問ひ、果して其何に原因するやを窮め、若し暴擧の原因、收斂の苛重に由らば之を省略し、若し牧民の責を任する者の過失に由らば之を進退する等、必らずしも原因

上卷

第一章 政治學を汎論す

と結果を窮めざるのなき也而して既往の沿革來歴に徵證するに唯
 に其一地方若くは其一國の事實より由るの之も止まらず、廣く海外諸國
 の成績に質^{考ひ}してこれを處措し事に臨むで、必らず特別の委員を撰拔
 して仔細に目下の問題を調査せしめ、又平素調査を司るの局を置て國
 事に關する事項を審査せしめ、事あるの日に供する等、皆な一般普通の
 習慣となりぬ、之れを要するに、近時政治に關する實際の問題を意に隨
 て妄斷せず、これを事實に質すこと、いなりたるは、政治學を以て遂に完
 全の域に進ましむる階梯なりと云ふ可きなり、

其徵候
 第三

(第三)總て以上の諸項を措て更に他に一大徵效の玆に漏す可らざる者
 あり、他にわらず、近時理論實際相反せずとの道理の漸やく衆人に了認
 せらるゝに至りたること、是なり、既に前節お於て述ぶるが如く、從來政
 治學と政治學者の兎角相親せず、學者の議論の到底坐上の空論の如く

思做したるに、人智日に進むに従ひ政治家輩も變幻究りなき社會に正
 當の針路を盲索するの甚だ至難の事なり、斯る場合に、政治學者の助
 を請ふこと必用なりと覺悟するに至り、大に理論實際をして調和一致
 せしむるの態となりぬ、即ち政府が官吏を登庸するの時に、近世に
 至るまで學識より寧ろ事務の熟達を標準としたるが如き有様ありた
 るに、近來の各國共に學識殊に、政治學に通ずると否とを以て資格を
 定むるに至りたるが如き其實例なり、而して斯る制度の影響の如何に
 と云ふに、言ふ迄もなく、施治に先て深く實事を學理に質すが故に、隨て
 施治の道理と駢行して從來の惡弊を一掃することを得たり、是れ實に
 政治學を以て前途完全なる域に達せしむる至大の強援なりと云ふ可
 外、

上卷

第一章

政治學を汎論す

の域に至るに
故を以て
政治學の
存在なし
と云ふの
妄を辨す

織

三十
るが故を以て人或は到底學術の位地に進まざること能はずと爲す
と雖も是れ深く思はざる者の言のみ試みに夫の理學の史來に就て
これを徵せよ千有余年の往時に於て誰れか日月星辰風雨雷電の現象
を以て今日の如く儼然たる規律の存する學術と爲し得べしと期せし
者あらんや然り而してコパルニカスガリレオブルノーニウトン等の
諸學士が一朝學海に現はるゝや忽にして迷霧を一掃し去り當時の學
者をして織毫も疑念を存するの餘地なからしめたるにあらずや政治
の學海にも後來傑出の學者出でば又今日の異論を一掃するを得べし
何んぞ目下の事態を見て漫りに失望す可けんや

古

政治の目的未だ一定せず其怪むに足らざる所以人生の目的定まりて始
めて政治の目的決すべし政治の目的定まらずんば政治學の研究も亦無
効なりと謂ふ可らざるを論す假りに一個の目的を定めて直ちに研究
を始めざる可らざる所以何を以て人生の目的政治の標準と假定すべ
きや右来政治學者の意見太古政治學者の研究法は直覺法なり據規
律の法天啓を規矩と爲す道徳を以てするの別直接適用論その不
可なる所以並に間接適用に依らざる可らざる所以實利主義其二派
政治社會に必要な主義は固より社會を目的とする者ならざるべから
ず又其二派永遠を目的とするの説を採らざるべからざる所以以上
の概括幸福説人世の目的は幸福に在りとは學者間の輿論たる辨
福とは何ぞや正當に政治の目的とすへき福は何ぞ福の種類第一
人類の自ら統制すべからざる事情より生ずる幸福第二人々各自
の行爲に關する所の幸福第三他人の吾れに對する行爲に關する幸福
政治學の關係すべきは特り第三類の幸福なり政治の目的は第一公衆の
幸福を保護するに在り第二之を増進するに在り公衆の幸福とは何ぞ
政治學者が社會全般の幸福を圖るに在りと爲すの意如何にして能く之
を求むべきや奥ステン氏の所説政治を實際に達せんこそは將來の結

第二章 政治の目的を論す
第二章 政治の目的を論す

果、幸福の孰れか大なるやを查察せざるべからず、暴政を去り美政に就くの場合に於て政府人民の討究すべき問題、

政治の未だ一定せず

凡そ何等の事物を討究するにも必らず先づ其目的を定立するを要す、故に今政治學を討究するに當りて先づ政治の目的如何を釋ねんとす、而して他の諸學術に於て、其目的の見定に付て異論あることなし、雖も特り政治學に至りて、其目的未だ一定する者あるを見ず、蓋し政治の目的の必竟人生の目的定まるを後初めて決するを得べきものなり、然るに人生の目的の未だ今日に至るも定まらざるか故に政治の目的の定まらざるも深く怪むに足らざる也、

政治の未だ一定せず

何を以てか人生の目的未だ定まらずと云ふ乎、蓋し之れを討究するの哲學尙ほ未だ襍線を脱せざればなり、請ふ試みに哲學者に向つて問へ

人生の未だ一定せず

尙ほ未だ今日に於て確固たる答を爲す能はざるにあらざるや、目的の有無すら尙ほ未だ曖昧なり、況んや更らよ一步を進め人生は何の故に現出し、何者か之れを現出せしめ、遂に何の點に歸着する者なるやと問ふ、あらば哲學の不完全なる遂に之れに答ふる能はざるなり、去れば人生の尙ほ未だ迷津に彷徨する者なり、即ち進むて其目的とする所に赴かんか、吾人の未だ之れを明知する能はず、退て上帝の保護を仰かんか、上帝の有無未だ識る可らず、身を抛つて宿命に委せんか、哲學証するに未だ人類も一定の目的なきを以てせざるあり、人生の目的の定まらざること、それ如此、政治の目的の未だ定らざるも宜なるかな、然れども、人生の目的未だ定まらざるの故を以て、到底目的なしと云ふを得るか、即ち吾人人類の徒らよ生れ、徒らに死する者なるか、古往今來人類の兩間に

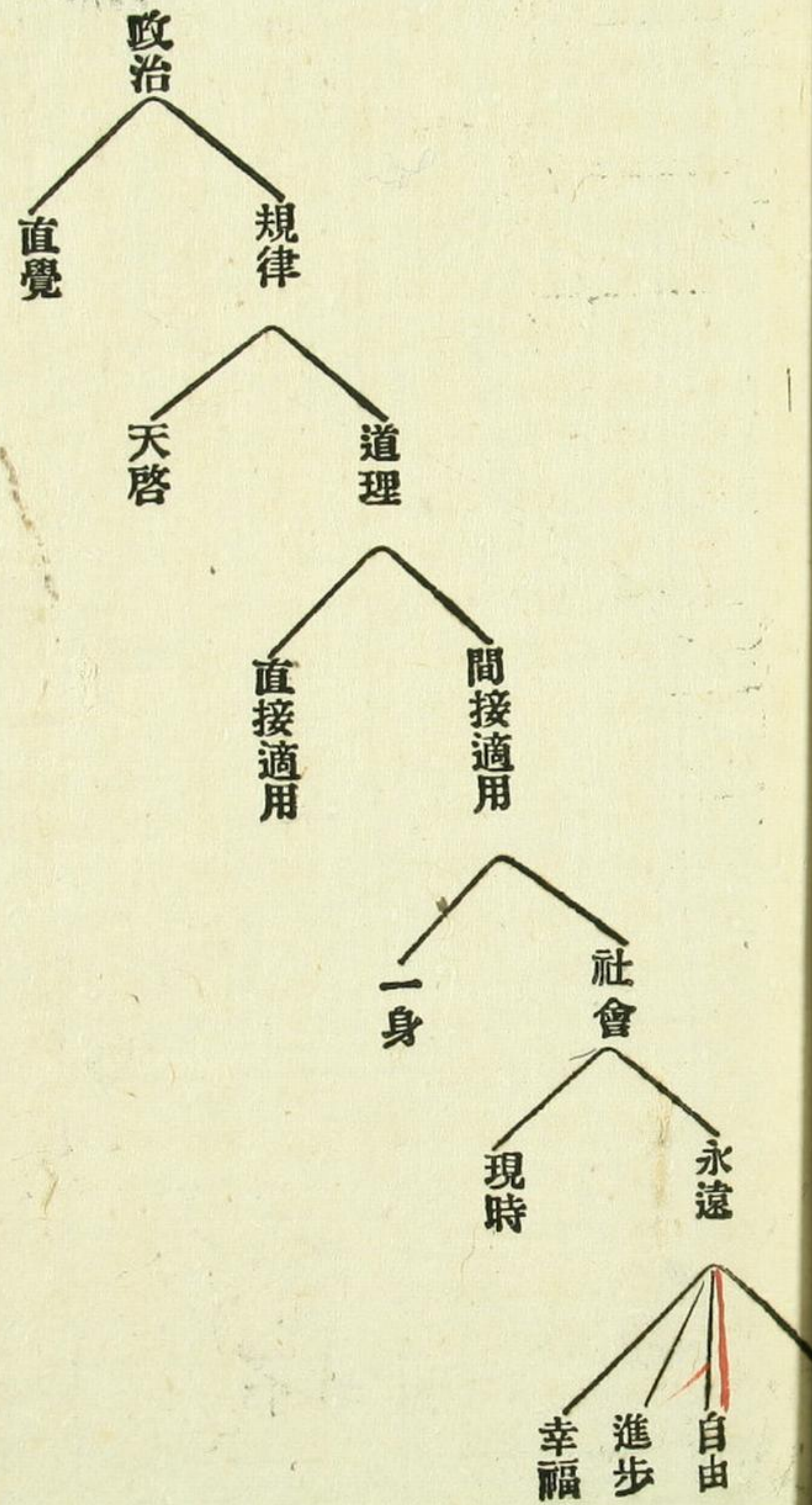
第二章 政治の目的を論ず

人生の未だ一定せず

か故に目的未だ定まらざるなりと云ふを得

人生の目的を以て政治を放擲し去らば人間社會は一朝に壞亂すべし何をして以て人生の目的を以て政治の標準と仮定すべし古來政治學者の意見別

食物の人生の必需品なり然れども衛生の法明らかに知るにあらすんば之れを食ふ可らずと爲さば其法を知るに先ち人類の早く既し賁泉の客たらざるを得ざるべしこれと同一く人生の目的定まらざるの故を以て政治を放擲し去らんには人間社會の一朝にして壞亂し人類の目的未だ定まらず政治の標準未だ明らかならざるに人生の早く禽獸の族に入るべきや疑ひなけむ、
 然らば則ち何を以て且らく人生の目的政治の標準と假定して可なるべきや之れを研究すること固より容易ならずと雖も先輩諸家か數百千年の辛苦を経て研究したる結果を觀察せば、設令確實なる目的を發見する能はざるも亦たかのづから吾人研究の前途を照すの燭を得べし、案するに古來政治學者か政治の目的に關して抱ける意見と一に



今右表に就て略説せんに太古政治學者か政治の眞理を研究するに用
 第二章 政治の目的を論ず
 三十七

太古政治の研究者の直覺法なる所
此法なる所
以可なる所

據規律の
法啓家は
天啓を以
て道學者
以て規矩

ひたる法は所謂ゆる直覺の法なり、則ち何事も道理の法則に依らす委曲に推理せず直ちに之を覺悟して而して直ちに之れを斷ずるの方法なり、然れども人の直覺の固と萬世不變の者にあらず時の古今に由りて異なり、社會の文野によりて同一からず、而して同一時の人と雖も善く一事に就て見解を同一ふする能はらざるなり、且つ夫れ設令ひ若し之れを直覺に得ると爲すも既に理を推して事の正邪曲直を裁定するあらば、其據る所人生の直覺にあらずして所謂ゆる道理に在るを以て、純粹なる直覺に政理を得んとするの能はざるなり、人生の直覺既に政理を判斷するに足らず、於是乎一定の規矩によりて判斷せざる可らざることを明らかなるに至れり、而して宗教家の天啓則ち神法を以て規矩となし、學者の道理を以て規矩となす、齊しく規矩なりと雖も夫

究の標準
となすの
説の遂に
立たざる
に所以
政理の推
究者の必
ならず命
を道埋に
聞かざる
へからず
直接適用
論者
盧ソ一の
徒其一な
り

ふ者なれば、其實第二派の説即ち道に包含せられざるを得さればなり、即ち夫の政理を推究するに、皆な必らず命を道理に聞て事体の邪正、曲直を裁定せざる可らざるなり、然るに爰に尙ほ議すべき者あり、則ち道理の命する所なれば、直ちに之れを行ふて可なるべきや、或は之れを行ふてするも方便手段を假り間接に之れを行ふべきや、の問題これなり、或る學者の直接に道理を適用するの論を唱ひ、人類の目的一定たる上、直ちに人をして其域に達せしめんことを主張す、即ち夫の爾アンジャック、盧ソ一の徒が四民同等の正理なるを固信し、直ちに之れを實行せんことを試み、相唱へて王家の篡奪の餘も立つものなり、宜しく之れを亡滅し、以て人類社會をして共に平等ならしめよと云ふか如き、蓋し其一なり、又夫のバルバルト、スペインサルの不要政府説の如きも

第二章 政治の目的を論ず

斯氏の不要政府説の如きも直ちに實行せんと在るに在らば亦此類なり

直接適用の不可なる所以並に間接適用に依らざる可らざるの理由
實利主義は間接適用

その一身を目的とするの説終に立たざる所以
政治社會の必要なる主義を固より社會を目的とする者なるべし
社會を目的とする者
實利主義に亦二派あり

若し今直ち之れを實行せんとせば吾人又徒らに其害あるを見て其利を見ざるべし蓋し此説をして人類の宜しく歸着する所を示し人々自ら其自由を保全し之れに至るを俟てと云ひ敢て不可なるにあらざると雖も今直ちに説下し夫の人類の歸着すべき所の實は不要政府の世に在り汝ち人衆汝の政府を顛覆し之をして絶無に歸せしめよと云ふにあらば吾人の素より其非なるを知るなり之れを要するに其理を見て直接に之れを行はんと欲する者の往々にして一國の秩序を紊亂し却て社會の進行を妨碍する者多し是を以て直接適用の法用ゆ可らずして手段津梁によりて間接に目的を達するの法に依らざる可らざることを明らかなり復言すれば急激の變革を避け秩序を保ちつゝ漸次に目的を達するの法に據らざる可らず世の所謂實利主義を唱ふる

一身を目的とするの説の終に立たず蓋し若し如斯せば人生の唯た私利私慾を計る卑屈の徒となり終に他人を殘害するも尙ほ一身の目的を達するに汲々として社會の頼み弱肉強食の蠻世界となるべければなり且つ又一身を目的とするの以て倫理の主義となすことを得べきも一人一個の集合體なる政治社會の主義と爲す可らず政治社會に必用なる主義の固より社會を目的とする者ならざる可らざるなり然り而して社會を目的とする實利主義にも一時の目的を達せんとするものと永遠の目的を達せんとするものとの二派あり甲は曰く吾人宜しく社會の得て目下に達すべき目的を求むべし故に現時を利せば之れを斷行して疑ふことなく後世孫の害復た顧るに暇あらずと乙は曰く然らず後世の事最も慮らざる可らず社會豈に現時に止む可けんや吾

第二章 政治の目的を論ず

その一時の目的を達せんとする派の説

永遠の目的を達せんとするもの、説

吾人の永遠の目的とするべき義を取らざるべからざる所

人宜しく社會の得て將來に達すべき目的を以て其目的と爲すべしと互に相持して降らすと雖も若し社會の目的に於いて甲の説く所の如くならしめば社會の發達人類の進歩を得て望む可らず故に吾人の勢ひ永遠を目的とするの主義を取らざる可らざるなり以上述ふる所を概説するに政治の目的なり

第一、道理に基て之れを推定し、

第二、直ちに其目的を達するを企望せずして方便に依て之れに達することを求め、

第三、一人の目的を求めずして社會全般の目的を求め、

第四、現時に能く得て達すべき目的を取らずして社會永遠に渉るものを求め

政治の目的を以て幸福の目的と假定せしむ

死に就くを以て幸福の目的とするの外なる論

學派の中に或は幸福を目的とし或は道德を目的とし或は自由を目的とし或は進歩を目的とし異説紛々たりと雖も吾人の且らく幸福を以て政治の目的と定めんとす蓋し是れ到底假定の目的たるを免れずと雖も輒々學者社會の一致する所なればなり試みに看よ今日種々の學派ありて各々別異の議論を爲す者ありと雖も能く幸福の範圍を脱して人生の目的を説きたる者あるか吾人の未だ之れを知らざるなり現に哲學者の内より人生の目的の早く此の塵世を避けて彼の未來の樂土に赴くに在りと生を避け死に就けよと説く者あり其言ふ所甚だ奇怪なれども詳らかに吟味すれば是れ又た幸福を以て人生の目的となすの論者に外ならざるにあらずや何んとなれば生を避けて死に就けよと云ふの必竟現世の幸福の未來の幸福に若かず現世の幸福の分量

第二章 政治の目的を論ず

人世の目的に在りとの學者間の輿論たる証

幸福といふ何んぞや

幸福と快樂の痛苦に超過するを云ふ

未來の幸福の分量に比すれば鮮少なりと云ふに外ならざればなり、如斯く奇怪の説を唱ふる論者と雖も尙ほ幸福の範圍を脱して人類の目的を説く能はざるにあらずや、人世の目的を以て幸福に在りとなすの學者間の輿論と云ふも決して不可なきを知るなり、

既に幸福を假定して且らく人生の目的となし、隨て政治の目的も又た之れに在りと爲せる以上の幸福とい果して如何なる者なるや之れを解釋すること必要なり、蓋し泰西の哲學者が之れを解すること甚だ區々なりと雖も、今一々之れを擧ぐるの必要を見ず、唯だ幸福の快樂の痛苦に超過するを云ふと解釋せば、其の一斑を知るを得べし、凡そ人間社會の快樂痛苦の二者を以て充滿する所にして、人々必らず此の二つの感情を有せざるなり、獨り痛苦を感じて毫も快樂を感じざる者あり、

いて大なる時其剩餘を指して幸福と呼ぶより、外なきなり、然れども幸福の種類も亦た多し、如何なる幸福か正當に政治の目的とすべき者なるや、請ふ之れを略説せん、

正當に政治の目的とすべき幸福は何ぞ
幸福の類別

泰西の學者は人生の幸福を別つて之れを三種と爲せり、即ち
第一、人類の自ら統制す可らざる事情より生ずる幸福、

第二、人々各自の行爲に關係する所の幸福、

第三、他人の吾れに對せる行爲に關係する所の幸福、

第一類の幸福

是れなり、第一類の幸福、例すれば連月の旱天に草木皆な枯死せんとするに際し時雨を得て之れを免るゝの如き、若くは周歲地震の絶へ間なき所が一朝天變地異によりて永く此の不幸を免れ庶民皆な安堵の思をなすが如き、人力を以て得可らざる幸福を云ひ、第二類の幸福は道

第二章 政治の目的を論ず

第三類の幸福

學家の所謂ゆる善良の知能なる者と密接の關係を有する所の諸般の幸福を云ふ者にして例へば己れの善良なる行爲を回想するより生ずる快樂の如き若くは己れの道德智識の發達を回顧するより生ずる快樂の如き是れなり第三類の幸福は他人との關係より生ずる快樂を總稱す則ち賣買取引を爲すに對手が能く契約を履行するが如き危險なる世界に決して充分我が自由を保全することを得るが如き是れなり而して三者の中政治學に討究すべきは何れの種類に属するや夫の人類の自ら統制す可らざる幸福は天文地價等理學の關係すべき者なり第一類の幸福は倫理道德學の關係すべき者なり孰れも政治學に討究すべき者にあらざるなり特に政治學の關係すべき者は第三類の幸福即ち是れなり蓋し既に總論に於て述べたる如く政治學は一個人と他人

三類中政治學に討究すべき幸福の何ぞ

政治學の關係するべき幸福の何ぞ

第一政治の目的は幸福を保護するに在り

第二の目的は幸福を増進するに在り

第二章 政治の目的を論ず

係よりて生ずる所の幸福なればなり夫れ政治の目的とする所の廣し則ち第一の目的は人類の幸福を保有すると否とい社會員相互の行爲に關係すること少からざるを以て可及的之れを保護し公衆をして永く之れを保有せしむるの道を立るに在り第二の目的は人間の幸福を増進するが爲め政府の當然に干渉すべき範圍に於て其の方法を施すに在り即ち一は消極の目的にして一は積極の目的なり蓋し吾人が生息する社會は有情有慾の社會なり若し夫れ社會員互ひ其の情慾を逞ふせんと欲し而して之れを統制する者なくんば各人の不幸の果して如何んぞや之れを統制して人類の幸福を保全するは則ち政治の本管なり政治の目的也之れを要するに政治學に討究すべき幸福は政治社會總体に關する者を云ひ政治の目的は各一個人の幸福の互に相撞着するを保護するに

要之政治の目的は各個人の幸福の撞着するを保護するに外ならず多衆の爲めに一人の幸福を制限するの政治の本旨に非ず公衆の幸福と何ぞ社會の個人々各自其の幸福を棄て公衆の

外ならず、而して之れを保護するに當り或は多衆の爲に一人一己の幸福を多少制限する場合ある可しと雖も是れ現時制度の未だ完全に至らざるに坐するのみ、決して政治の本旨にあらざる否な政治の本旨の擧る多數の爲めに少數の幸福を制限するが如きこと無らんを期する者なり、何んとなれば少數をも包含せざる多數の眞に多數にあらざるを以てなり、元來公衆の幸福を偏へに目的とし常より之れを以て己れが行爲を起すの主意となすときに、却て公衆の幸福を圖るの旨に適ひざることも多し、蓋し公衆の幸福といふ一社會を組織する人々各自の幸福を集成せる者となす、以て社會の分子たる人々各自皆悉く自己の幸福を棄て、公衆の幸福を之れ勉むる如き、公衆の幸福なるもの、漸く其の實を失ひ、人其虚空の幸福を逐ふが爲め、實眞なる公衆の幸福を害するに至る可し、蓋し人の性たるや他人の爲めに圖るより自己の爲めに圖ること深切にして且つ鄭重なるものなり、今若し一社會の人各々他人の幸福を先きにして己れの幸福を廢する如きに於ては各人の幸福も皆な棄たらん、則ち各人の幸福の集成する所たる社會全般の幸福も亦た自ら衰ふ可なり、故に政治學者の常に政治の目的を説いて社會全般の幸福を圖るに在りと爲す、其身の利益を後にして他の幸福を先にす可しと云ふにあらざる、寧ろ其身の幸福を先きにせざる可らず、唯だ公衆の幸福に矛盾する方法を用て己の幸福を求むべからずと謂ふのみ、然らば則ち如何にしてか能く實際に政治社會全般の幸福を求め得べきや、凡そ政治を施さんとするに先づ之れを實行する前に、如何なる幸福が公衆一般に涉り最も大なるやを問ひざるべからず、是れ甚だ至難なる問題なり、而して換へスチンは之れに答て曰く、須く行爲の大勢に

幸福を勉むる如き、却て公衆の幸福を謀るの實を失ふに在り、其理由、政治學者が社會全般の幸福を圖るに在りと爲すの意如何に、如何にして社會全般の幸福を求むべきや、政治を施

爲めに圖ること深切にして且つ鄭重なるものなり、今若し一社會の人各々他人の幸福を先きにして己れの幸福を廢する如きに於ては各人の幸福も皆な棄たらん、則ち各人の幸福の集成する所たる社會全般の幸福も亦た自ら衰ふ可なり、故に政治學者の常に政治の目的を説いて社會全般の幸福を圖るに在りと爲す、其身の利益を後にして他の幸福を先にす可しと云ふにあらざる、寧ろ其身の幸福を先きにせざる可らず、唯だ公衆の幸福に矛盾する方法を用て己の幸福を求むべからずと謂ふのみ、然らば則ち如何にしてか能く實際に政治社會全般の幸福を求め得べきや、凡そ政治を施さんとするに先づ之れを實行する前に、如何なる幸福が公衆一般に涉り最も大なるやを問ひざるべからず、是れ甚だ至難なる問題なり、而して換へスチンは之れに答て曰く、須く行爲の大勢に

第二章 政治の目的を論ず

さんどす
 るに之
 を實行の
 前なる如
 何なる幸
 福を公衆
 一般に涉
 り最大な
 るやを問
 りざるべ
 かりすべ
 壙すちん
 氏の所説
 行爲の大
 勢とい何
 ぞ
 行爲一個
 に就て定
 むる所と
 其類に付
 て定むる
 所と其趣

就て判す可しと、而して所謂行爲の大勢とい何ぞや、氏の説に依れば、人の行爲より生ずる所の利害の直接間接を問はず、廣く全人類の幸福の上に影響を及ぼす可きものを總括したるを云ふと、今此説に隨へば、凡そ行爲の勢を定むるに、宜しく其行爲の類に就て之れを爲す可し、則ち一行爲の勢を定むるに、先づ其類に属する行爲を集め、總て其類を以て一般に行われしめ、或は一般に止まりめば、其人類の幸福に及ぼす所の影響結果如何を察すべきなり、之れに反して、單に其行爲一個に就て之を求むれば、大に幸福を害することある可し、蓋し行爲一個に就て定むる所と、其類を以て定むる所と、其趣きを異にする可し、多ければなり、假令ば茲に貧民あり、鄰翁の富めるを見て、其山積せる貨中より一杯の金を盗まん、若し其一事に就て之れを論すれば、強て害ありとせず、彼れの餘れるを以て、此れの足らざるを補ふなれば、却て兩便なるが如し、然

其一例

を異にする
 と多し

れども其事の類に付て、窃盜天下に公行するものとして、之れを論すれば、其有害なると明かなり、蓋し此類の事を以て一般に行われしめば、彼の貴重なる財産所有權の地に墜ちん、財産權固からざれば、人亦蓄財を意とせざるべし、蓄財の道衰へなば、財本隨て豊かなるを得ざるべし、財本盡くれば、殖財の力爰に廢し、全國疲弊し、富人の貧に趣き、貧人の益々貧を加ふ可し、由是觀之、貧人の一杯の金を盗むは、社會全般の幸福の上に就て有害なること明なり、是れ則ち一事の上より利あり、幸福ありて、全体の上には幸福を害するの一例なれども、亦た一事の上より害ありて、全体の上に幸福ある者あり、假令ば刑罰の已に犯す所の惡事の外、又其人に一段の害を加ふるものなれば、其兇なること一人一己の上にて、就て素より言を待たず、然れども數十の刑を以て、數千の罪を省き、一惡人を苦めて、百善人を安んずるものなれば、全体の上に就て之れを云ひ、幸福

又一例

政治を實際に達せんとするに
際、將來の幸福の孰れか大なるを査究せざるべからず暴政を去り善政に就く政府の非常問題の國民の幸福を圖らんとする難問と就き

なりと云ふ可し云々、埃氏又曰く政治の目的を實際に達せんとするに能く將來如何なる結果を來たすべきやを査究し幸福の孰れか大なるやを討究して後ちに始めて事を決せざる可からざると多し、假令暴政を去り善政に就く幸福を得るに人の止む可らざるとにして若し能く其事を成就す可きの筭立たば人民政府も背くも敢て禁する所にあらず、唯此時にありて此大事を興すの人非常の事を企つるものなれば深く其利害を討究せざる可からず、先づ其現在政府の幸福を妨ぐるの程度如何之れを轉覆するの成否如何成否共に其釀す所の慘毒如何終に事を爲すの後得る所の幸福如何を討究せざる可らず、故に此の非常の際に處して國民の幸福を圖らん、に極めて難事に属し智者と賢者と勇者と各其見る所を異にする可し、假令ば美ルトン、バソプテンをして其際に處せしめば國民に叛を進め保ツブス、バルクラ

智者と賢者と勇者と各其見る所を異にする可し

政府の軋人する所を結する所を幸福に在るを忘るる一文字に惑の意に慣れ各々其欲する所を遂くする能はざると多

ソドをして之れに處せしめば勉めて平和を謀るが如きとわらん、然れども、此際尙ほ幸福を圖るを以て目的となすに、あるとを胸臆に忘る、なくんば政府の黨人の深く人民の要求を非とするも一大禍亂を醸生するに換て之れに随ふとあるべく、人民も又内本を起すの禍害と危険とを思ひ、必ず少しく心に充たさるも亂れ、屈從するとあるべし、如斯にして兩黨互に數歩を譲らんと遂に或は和解を得るの道なりとせす、然るに兩黨か欲する所の結局幸福にあるとを忘れ一意其耳に慣るるの文字に惑はされて、民權と云ひ、君權と云ひ、奪奪可からざるの自由と云ひ、其他萬世不易の正道、君民の原約、政体の真理等行ふ可らざるの空言を採りて變に應ずるの權宜を知らざらん、其欲する所を遂くるに依て得るの幸福と騒亂を起すに依て來すの幸福と孰れか輕重なるやを圖り知ると能はず、隨て又講和を求むると能はざる可し、要するに

第二章 政治の目的を論ず

開化國の
内難の始
め舌戦の
間專用の
詞に依つ
結局先づ
定まる

民權と云ひ君權と云ひ自由と云ひ政体の信僞云ひ元と幸福を求むる
の手段たるに過ぎず、目的たる幸福を打忘れ手段の是非を争ふも何の
益かあらん、目的達することを得可くん、手段の何にたる固より論せ
ずして可なり、學者須らく慣耳の空言に惑はざる可らず、凡そ開化の國
に於て生ずる所の内難の始め、其舌戦の間、専ら用ゆる處の詞に依て結
局の先づ定まるとあり、試に今英國が米の殖民地を失へるを以て之
れを例せん、當時此戰を主張せん輩は、狂暴無識にして其唱ふる所、本國
の君權と云ひ、本國徵稅の權と云ふに過ぎず、其他の茫として知る所な
し、此時若し英國の民として其目的幸福を謀るにあることを始終胸裏に
あらしめ、必ず熟計すらく、英國君權を主張するに依て生ずる幸福如
何、殖民の心服せざるに強て君權を施さ、將來の幸福如何、僅かに米
人の租稅を徵して吾か本國重稅の万一を軽くし、之れか爲めに米人を

して獨立を唱へしめ我兒をして兵禍の毒に罹らしめ且つ吾か貨財兵
卒を費糜するのみならず併せて其貢租をす可き地を蹂躪し盡さ
幸不幸如何と細かに考へ徐ろに議するあらん、彼の兵戈の巨費と慘毒
とを免れ、二國の關係も絶ゆるに至らず長く親誼を保ち、今日暗に睥睨
の情を抱くか如き不幸なかりしならん、達觀なる哉馬ルク氏や、當時是
に思ふ所有り戰爭に依て得る所の幸福と其危險失費とを比較し到底
得失相償はざることを述べ熟考を國會と人民に乞へり、然れども當時の
當局者の頑然權理の二字に惑はされて従はず、遂に回復す可らざる不
幸を今日に來たせり云云、手段の目的を誤る豈に管た是れのみならん
や思はざる可らず、

第三章 政治の起原を論ず

古古

五十六
單

其
理説

邦國起原の三派○第一派神命説○神命説を王權回護の資と爲すの論を
駁す○第二派契約説○盧ソ一の説○其説の妄を辨す○其一契約説は實
際の事實に背馳せざる乎○其二太に在りて所謂契約なる者あり得べき
や○塊氏契約の解○太正當の契約成立する能はざる所以○第三派心
理説○誤謬政治の起原を正當に解したる者は軍なり進化論者あるのみ
政治の目的の前章に於て已に明らかなり而して次に起るべき問題の
何ぞや、他なり此目的を達するの機關即ち邦國の起る所以是れなりと
す、請ふ今其大概を論せん、案するに古來邦國の起原を論する者少から
ず然れとも之れを概括すれば凡そ左の三派と爲すを得へし、即ち

第一 神命説

第二 契約説

第三 心理説

これなり、今請ふ序を追ふて之れを説明し附するに略評を以てせん。

第一派即ち神命説

第一派の説を取る者は、宗教家輩に多く、専ら未開の國に行はる、此説に
同く太古邦國の尙ほ未だ存立せざる世にありて人々皆な醇朴正直
にして絶て罪科を犯さず、他人を害せざるを以て悉く無限の自由を占
め、無上の幸福を受け、實に極樂界と稱す可き形勢なり、而て當時は天
然豊饒裕福よりて人々正直を以て求むる者と悉く之を吾が有とする
を得しにより未だ曾て人々の私有物に區別を立るとあらず、加之門地
の殊異職業の差別未だ立ざりしが、凡萬人齊しく皆同一の有様にして
絶て區別なく、固より官吏なく、法官なく、將卒なかりし也、然るに人類一
旦正善の性を失ひ、慾念次第に長ずるに隨て互に争鬪紛亂を生ずるに
至り、遂に邦國を設て之れを制せざるを得ざるに至れりと、而して其邦
國の起原を説くもの二派あり、則ち甲説に依れり、國家の天帝か直ちに地
上の人類に敕を下たりて創設せし所なりと云ひ乙説に由れば國家の

第三章 政治の起原を論ず

神命説の
二派

神命説を
王權回護
の資と爲
すの論を
駁す

唯た間接に天帝の創設する所に係るか故に天帝が之を統御するも又
間接に於てするのまなりと云ふ而して其間接直接の區別ありと雖
も邦國の創設を以て天帝に歸するに至りては則ち一なり願ふに是れ
果て信據すべきの説なるや吾人の未だ天帝の在否を知らず焉んぞ邦
國の天帝の創設にかゝるや否やを知らんや然とも後世此の説を藉り
て以て王家の専横を回復し爲めに國を過る者少からず故に吾人の勢
ひ其非を正さる可らざるなり王權を回護する者曰く抑々國王の
天帝の子孫なり天帝の敕を受けて寶祚を登りたる者あり設合ひ如何
なる専肆暴虐の所爲ありとも之れが廢立を議す可らず斯く爲せば則
ち天帝に對し不敬を加ふるなり云云と吾人の今假りに國王を以て天
帝の子孫なりと許すも決して之れにより國家の組織の如何に不完全
なるも君主の暴逆の何かに甚しきも之れを改む可らずとの推斷する

王權回護
者の論

能いざるなり蓋し天帝の萬能なりと云ひ決して不完全なる國家を以

て満足す可き者にあらず天帝の有害なる君主を以て親からの代表者

たることを許さざる可ければなり宇ルシイ曾て此事を論して曰く之

を歴史に鑑み之を人性に照すに天帝が人類に邦國を作る可きを默示

したると敢て疑ふべきにあらずと雖も、^{是れ}唯だ一般に邦國を作る

可しとの意を示したるは過ぎず決して君主政治の國を作るべし共和

政治を行ふ可しと云ふが如き一種特別の邦國を定めたるにあらざ

故に邦國を作るは天帝の命令に出たりとするも某々の政体を奉せよ

と特別に命じたりと云ふ可らず又た萬衆を統宰するに權力なかる可

らざること勿論なり故又天帝の權力の社會に存す可きを命じたるな

らん然れども此權力を一人に與へたるは非ずして萬人と與へたるを

神意に適ふならん然れども不善の國を作り不正の政府を設け不賢明

第三章 政治の起原を論す

宇ルイの
論駁
駁論

の吏を舉^レるが如きの神意も非ざるなり、恰も人の家族を作るの神意に叶ふならんと雖も不正汚悪の家族を爲すの神意に叶はざると一般なり、天帝の常に人世に照臨し給ふならんと雖も決して人の一種の君主政治を採用せしむるに非ず、人をして憲法を制定變更し若くは廢止するの權なからしむるに非ず、又人をして毫も鑑考する所なく恣に不善の婚姻を結ばしむる者に非ず、故に邦國の神意も基くと云ふも是の只だ一般の制度に關するのみ、一般の制度を天帝が命^トたればとて直ちに人の邦國の存立する權を研究す可らずと云ふ可らず、有司不正ならば人民の之に干涉する何の不可あらん、是れ恰かも婚姻を神命に出るも夫妻中の一方が姦淫を犯す時、直に離婚を斷行して可なりと一般なり、故に神命説の半の眞理を含むも其眞理を以て君權を擴張し民權を抑制するの辭柄と爲す可らずと駁し得て痛歎なりと云ふべし。

第二派即ち契約説
蘆ソウの説

第二派の説は君民の原約を以て立國の基と爲すの説にして、須^レハザ^レ蘆ツク保ツクス等の諸家皆な之れを唱ふ而して、蘆ソウに至りて初めて、風靡の勢を有するに至れり、今請ふ其大要を左に擧げん、蘆ソウ曰く、人は自由あるは是れ天賦なり、自由は他人は移し他人は譲る可らず若し夫れ之を移し之を譲るを得ん乎、是れ既に本然の自由にあらざるなり、然りと雖も、糊て太初の状態を追想するに人智未だ進まず動もすれば腕力を以て他を侵奪せんとす、各人の自由甚だ危殆なりと云ふべし、而して此際如何なる方略を用ひば能く此の侵奪を免れ能く自由を保全することを得べきや、他なし唯だ何にもせよ各人の生命財産を保護するに適當せる如き結合を作り其結合の力を以て各人を助るに在るのみ、而して此結合の性質たる各一個人の自由を秋毫も損傷せざるものにあらずんば不可なり、是れ腕力を壓服を以てせず必らず穩當平

第三章 政治の起原を論ず

和を旨として各人皆契約を結むて結合せざるを得ざる所以なり、扱て既に隨意に結締したる契約なれば之を破るも亦た隨意なるかと云ふに否らず、若し漫りに之を破ふる時の、只に他人の自由を害するのみならず亦た自己の自由をも損害し、締約以前の域に立歸り唯だ天然元來の權理と元來の自由とを有するのみに止まる可れば此契約の決して破る可らざる者なり、亦た實に契約を結ぶの時に當て明暗の間必ず之れが了諾なくんばあらざるなり、之を要するに各人が皆自ら己の有する一切の權利を共同の社會に移したる者と云ふべし、斯く云へば自由に移す可らずと云ふの解釋に矛盾するが如くなれども決して然らず蓋し今云ふ所の場合に於て權利を移すと云ふの決して之を何某て一人と與ふるは非ず萬人の總体に向て之を與ふるのみ、則ち茲に一人あらば萬人總体と此人に對し幾何か權利を有す可し、而して此人も亦

契約の本質

た萬人總体に對して權理を有する也、其有する權利の分量は萬人總体が此人に對して有する權利の分量と同一也、故に萬人總体に幾何の權利を與ふるとも萬人より同量の權利を得るを以て歸する所の毫も自己の損失にあらざる、實に損失にあらざるのみならず結合によりて萬人の保護を受けるを得るが故に却て自由を増長するなり、權利を移すに移すにあらざる權利を交換するものなり、去れば此契約の本質、他にあらざる、唯だ萬人共同して各々自ら身を萬人總体に委ね、一般の意に據て支配せらるゝに在るのみ、而して萬人總体と云ふも決して他人にあらざる自己も亦た其一部分にして萬人總体と一にして別なるが如く、別にいて一なるが如く、到底別つ可らざる關係を有するが故に萬人に己れの權利を委するに唯だ之を委するに非ず、恰も萬人の權を己れに受取るど一般也、是れ此契約の本質なり、云々而して此契約の何の時に始めて

契約の開始の時
締結する手
何れ

締結したる手と云へば、盧氏辨て曰く、人或の保護を托する**君主**を撰立せんが爲め始めて此契約を締結せりと爲す者あらんと雖も決して然らず、蓋し主宰者を撰舉するに先づ其同意を萬人に得ざる可らず、則ち萬人同意して主宰者を撰舉せんと決するの第一着の契約にして君主撰立に先だつの契約也、去れば契約の起原甚だ久しと云はざる可らず、如斯にして契約し、如斯にして君主を撰立し、於是か國家の起原を爲せり、然るに君主撰立契約以後の人民にして若し此契約を諾せざるべき如何、曰く斯る場合に臨むべし、須らく萬人の勢力を以て之れを強迫し以て契約を奉せしむべし、是れ其自由を妨ぐるに似たれども其實然らず、蓋し萬人の契約の實に自由の堅障なれば強迫して之れを奉せしむるは則ち強て自由を與ふもなりと以上、盧氏契約説の要提なり、抑々此説の荒誕無稽なるの一たび之を虚心に精査するときは、分明

契約説の妄を辨す

第一契約説と實際の事実に背馳せざる

る可しと雖も、間々其理を究むることなく、只管之れに心酔するの徒なきに非ず、故に今こゝに其の妄を辨すべし、
(第一)契約説の果して實際の事實に背馳するなき乎、
荒古の事固より之れを徴するの書契なしと雖も、古代社會の組織を研究して最も其詳を得たる邊リイ、メインの説に據れば、社會發達の第一期の所謂家族時代と云ふ者に於て、此時に在りては家長の至大至強の權力を握りて家族を統宰し、總てその身上に生殺與奪の權を有し、隨意に肉刑を施し、若し族人の一身上を自由に變更するを得、或は其族中の男子に妻を與へ女子を他人に嫁し、男女を放逐し、若くは之れを他人に賣却することをを得る等種々無限の威力を有せりと、是れ今日に至るまで出來得べき丈の搜索を盡して蒐集したる事實なり、此説の如くんば太古社會の狀態の契約説の云ふ所と全く相表裏し、盧氏の説との實に氷炭相容れざる能

親治
能
延
用
し
た
る
事
實
に
背
馳
せ
ざ
る

蘆氏の説
太古社會
の狀態と
全く相表
裏す

るの相違あり、今吾人の兩説の何れも與すべきや意ふ、當時矇昧の日
に在りて、人々動もすれば欲情の爲めに相争ひ相闘ひ結合力の如き
の最も匱乏せること論を待たず、然るも若し各人の權利同等なり、抔と
云ふ當世風の議論の行はるゝ、あらば到底團結の行はるべきにわらず、
去れば當時に在りて、平等主義こそ團結を破壊するの兇器なれ之れ
に反して近世有害なりとて嫌厭せらるゝ、不平等主義こそ最も團結を
鞏固にして其福祉を圖るの利器なり、ならん、則ち一人の非常の威力
を以て上に立ち、非常の壓抑を以て下を御する者あらざりせば、到底團
結力の乏しき當時の社會を統宰すること能はざり、ならん、而して此
の統宰者の決して蘆氏の云ふ如く契約の上に撰擧されたる者にあら
ざるや論なし、蓋し人類の始めて集合するや、血脉近きもの先づ團結を
成すの自然の順序なり、而して既に血脉の近きもの合する以上の之れ

蘆氏原約
説を排し
蘆氏を採
説を採る
所以

を統宰する者、族中の人にて、長者を推すこと、亦た勢の止む可らざる
所なり、而して族長の年長たるが故を以て他の幼若の子弟を統活す、豈
相互の間、契約を要せんや、是れ吾人が事實に基き、道理に推して、
この説に同意を表する所以なり、然れども今假りに一步を譲り邦國の
起原の契約に由ると爲すも、當時果して契約を締結すること出來得ら
れたるや頗る疑なき能はざるなり、疆土の狭少なる者、兎もあれ少く
く版圖の廣濶なる所に至りて、近世の如く代議士を擧げて之れに結
約を托するにわらずんば、到底行はれ得べきにわらず、然るに蘆氏の痛
く代議士を用ゆるの非を説き之れを用ゆるの國家を賣る者なりと迄せ
論トたり、去れば全國の人銘々自ら議場に出席して親しく締約せざる能
可らざること勿論なるべし、而して全國民一人も欠席することなく親治
く議場を臨ましむるの果して當時實際に行ふことを得たり、ならんも

第三章 政治の起原を論ず

之を太古の史に徴するに蘆氏の所説事實に合するを知らす

米國の特例

乎蘆氏が説に曰く若し一人と雖も締約の際欠席する者あるとき其契約の完全の者あらずと、荒古朦昧の人民を推量するに開明の日に於てすら尙ほ難んずることを以てせんとす、蘆氏の説果して實事に基く乎吾人の信する能はざるなり、之れを太古の史に徴するも素より吾人をして信を置かざるの資料なし、之れを近代の史に徴するも亦た社會の契會に起りたるの跡を見ざるなり、彼の米國十三州の人民が合同して其憲法を制定し邦國を起したるの軋々民約説の實行に類似するが如しと雖も、米國人民の其獨立以前既に政治社會の中に生息したる者なり、之れを以て蘆氏が説く所の社會と同一視す可きあらざるなり、且つ一國憲法の成るの數世の沿革を経て不文の國體漸く明文を變ずるに由るものなり、米國人民憲法を制定せりとて之れを以て一概に原約と同視するを得んや、又各國君主が即位し際して發する所

蘆の極端の說益々事実に反する著大なるを見る

の大誓を以て起原契約と爲す者ありと雖も是れ大に誤れりと云ふべし、何となれば君主の世を更ふると共に社會の改造あるに非ず、登極の古新主の現存の憲法に従ひ誓を爲すものにして其誓に由りて社會の起るに非ざるなり、尙ほ蘆氏が契約説を唱ふるの極端なる偶々實事に背馳するの証をして益々著大ならしむる者あり、氏曰く國家の必らず國民の契約に由りて成る未だ契約を爲さざるの國民の必ず天然蠻野の立状態を脱せず真正の邦國を以て目す可らずと、此語を推して考ふるに一國の起る其當初の國體の必らずや一度民主政体ならざる可らず而して此順序を経過せざる者の邦國を以て目す可らずと推斷するを得べし、然れども事實に就て考ふるに果して如斯ことある乎、彼の魯西亞の如き嘗て民主政体を行ふたることなし、然らば之れを以て未だ眞の邦國と見做す可らざる乎、其説の浮虛なる多辨を要せずして明らか

第三章 政治の起原を論ず

ならん、

第二太古
に在りて
所謂契約
なる者わ
り得べき
や

填氏契約
の解

契約に二
要素あり

二要素の
必要

（第二）更らに亦た法律上より觀察を下し、**世** 荒古、**目** 朦昧の所謂契約なる者起るとを得るや否やを研究するに、吾人は更らに民約説の捕風捉影の空論たるを知るなり、**世** 填スチン曰く凡そ契約に其本質として欠く可らざる者二あり、一は約を立るの**目** 人明に其約する所の事を爲さんとの意を表するなり（喚諾）、一は約を受くる人其約を期待するの意を表するなり（應諾）、此の二條件の凡そ契約に缺く可らざる所以の甚だ知り易し、抑々人の事を約するや必ならず之を頼むで後來の方向を立てんとする勿論なり、然るに約を立る人初めより之を踐むに意なく約を受くる人之れにを期待する能はずんば失望相踵き徒らよ勞して功を破ることも多きに堪ざるべし、而して約を立る人明に約を踐むの意を表せざれば受約者之れを期待するの意を生せず、受約者よして期待の意を公示

太古正當
の契約成
立する能
ざる所以

せざれば契約者の其承諾あるを知らず、故に此二條件の正當の契約に實に偏廢を可らざる者なり、故に此契約の本質より云ふとき、太古邦國の起る時に當り正當に契約と名づく可き者若くは之れに近き者と雖も幾んど在ることを得ず、原約の説に據るに建國の初、君主の人民に約するに結社の大目的に従て統治することを以て、臣民實に之れを諾したるなりと、然れども契約の本質より推すとき、君主約を立る時に當り臣民之れに應諾の意を表せざれば（明、暗を問はず）正當の約と云ふを得可らず、然るに臣民之を應諾するの**目** 前、先づ其義理を了解すること必用なり、若し其義理明瞭ならざる時は、**世** 恐らく期待の意を生ぜざることある可ればなり、扱て當時無智朦昧なる人民にして果して能く君主の約する所を了解し得たるならん乎、邦國を起すの大目的、政治を爲すの大主義の如き、事の高尚なる者にして開明の今日と雖ども

第三章 政治の起原を論ず

尙ほ多數人民の之れを了解せざるにあらずや、然るに原約を説く者の
 斯る高尚なる思想の早く太古は備はりありと云ふ何ぞ太古を推測す
 るの妄なるや、假令當時君主の約を立ることありと許すも臣民の之れ
 を了解して其約を受けたりと許す可らず、而して既に了解して受けた
 るの約にあらざる以上の素より正當の契約と云ふ可らざるなり、論者
 或の説を爲すあらん、社會の始めて起るに當ての固とより明約なる者
 あらずと、雖も暗に黙約なる者ありて社會の基を爲せりと、堯氏亦た
 之を辨じて曰く明約とは爲約者及受約者共に言語又は其他其國の習
 慣に於て言語に替へ用ゆ可き者を以て其意を表明するなり、暗約とは
 唯言語又は言語を替ゆべき者を以て之を表明することなく暗よ之を
 承諾するをいふと、是を以て新建社會の民の大略契約を解する能はざ
 ると、其解する能はざるを以て其意を表する能はざるとい、何種の約

第三派即
 心理説

以てすと雖も決して異なるとなり、故に其民の爲約者となりても受約
 者となりても其暗約を洗ふこと能はざるなりと、以是見之、荒古朦昧の
 世に明暗共に契約の成立さること又明らかなるにあらずや、是れ吾人
 か契約説を以て邦國の起原と爲す能はざる所以也、

第三派の説の吾人か所謂ゆる心理説なる者ありて其の要領に曰く、抑
 々人生にの社交を好むの天性あり唯た此性あるか故に人々相合して
 國を建て其の主長を撰び以て施政の大權を委ぬるに至る者なりと、虞
 ロシヤス、亞リストートル、武ルンチリイ、宇ルシイ等の諸學士皆な此説
 を抱く、虞氏曰く人への種々の性質ありて其内に社會を好むの慾情あ
 り此慾情たる必ずしも社會の種類性質を撰ぶにあらず唯た如何なる
 社會にても能く平和を得るに足る者を造らんことを冀望するに外な
 らずと、此派の説たる幾んど近世の學者社會の一致する所なりと雖も

第三章政治の起原と論

蓋

深く學理を問ふて之を考ふるときに又甚だ疑ふ可き點あるを免れず、蓋し社交の性の今日に於て何人も有することの明なりと雖も、荒古邦國の未だ起らざる當時に於て人生の早く既に此性質を備ひたる乎、今之を研究するに當り先づ荒古以來社會に非常の變遷ありと風俗習慣其他百般の事に至るまで幾度か變更を受けたりと云ふの事實を讀者の記憶せんことを冀望せざる可らず、扱て此の變遷の際に、今吾人か人生天賦の性なりとして毫も疑を容れざる性質の如きも又た非常の變化を経たりと考へざる可らざること勿論なり、果して然らば吾人の勢ひ無量の疑惑を生ぜずんば、あらず即ち天の社交の性の如きも太古人心か幾回となく受けたる變化の結果にあらざる乎、亞リストートル始め其他諸學士が社交の性を以て人間天賦の性と爲すも幾千萬年來非常の進化を経たる頭腦を以て、進化以前のことを推測したる者に

進化論者の説を取る所以

あらざる乎、即ち己れの頭腦に、社交の思想あるを以て推して進化以前の人も又た之れありと断定したるに、あらざる乎、熟々太古人類の狀態を案するに實に禽獸を距ること間一髪のみ、此時に當りて其の人類に早く既に高尚なる社交の性具はりありたりと説くか如き寧ろ近世の臆説と謂はざる可らざるなり

以上三派の説の孰れも皆な邦國の起原を釋明するに足らずとせし吾人の果して如何なる説に與すべきや、蓋し意に事實に據らざるの議論の幾何巧妙なるも信するに足らず、吾人の最も事實を基きたるの説を求めて邦國の起原を釋明せしむば、あらざるなり、而して吾人か今日に於て最も事實の詮索に周密なりと信するに、進化論者に過くる者あらず、此の論者が説く所を據れば、邦國の起原の人生天賦成國の性に由るに、あらずして所謂止むを得ざるの事情に際會し己むを得ずして邦

第七五章 政治の起原を論ず

習た者者に

生存競争
の邦國を
起すの大
原因なり

戦闘に勝
つ制せん
に結合
を要す

國を起すに至りたるなりと云ふ止むを得ざるの事情とい何ぞや太古
朦昧の世に在りての利用厚生之道未だ開けず食物到處に欠乏せり而
して野蠻の人類と雖も生を愛し死を惡むの開明國人と異なるべき
筈なければ皆な争ふて食を得るに汲々せり然るに朦昧當時の世も當
りて今日の如き高尚なる道德の心を備へざるの勿論なるか故に食を
得るの際に劇烈なる戦闘を開くこと常にして戦闘の巧拙に由りて
生死繋るを以て必らずや當時薄弱なるの智力を盡して充分に策を講
じたるならん扱て偶然多衆と連合して讎敵に抗するとき常に勝を
制し然らざる時の常に敗るゝことより心付き便利上自然結合の習を
生じたるならん而して只に結合せるのみにて之れを統率する者なき
ときは其結合未だ固らず動もすれば崩散して敗を招くことあるに心
附き又便利上漸やく首領を戴くの戦闘に便なるを覺悟し

社交の性
の戦闘の
賜なり

如斯く辛苦の經驗上より遂に邦國を起し君主を置くの原始となれり
と是れ進化論者が邦國の起原を論ずるの要略にして之れを事實に照
し之れを道理に推し最も信を置くに足る者あり今之を以て之を觀れ
の邦國の起原の決して人の素性に社交の性備りある故にあらす生
存競争より由りて止むを得ずして結合の習慣を起すに至りたること明
なり去れの戦闘の實に社交の性を發生するの大起原にして諸學士が
貴むて措かざる此の性質の却つて甚だ厭忌すべき戦闘の賜なること
を知る可し

第三章 政治の起原を論ず

第四章 主權論

邦國に上下の關係生ずる所以○主權を分析す○統御の大權には必ず五
 屬性を要す○第一單獨唯一○第二最高政權○第三所在確定○第四全國
 普及○第五多數服從○塊氏の異説○其非を辨す○恆久服從の必要なる
 場合○總括○主權の定解○主權者は法律上無制限なる論す○諸家の
 主權論○

苟くも社會にして單に道德のみを以て治むることを得り則ち可なり
 然れども社會を治むること單に道德の力にのみ依頼す可らざることを
 既に前章に明らかなれり更に進んで一國を統治する威力の本体を詳か
 にせん、

既に前章に於て論したる如く邦國の起るや必ず治者あり既に治者
 あり又た隨て被治者なくんやならず此治者を稱して上と云ひ被治者
 を稱して下と云ふ今此上下の關係を討究するに所謂ゆる上と云ひ下

邦國に上
 下の關係
 生ずる所
 以

主權を分
 析し
 統御の大
 權に必ず
 五屬性
 を要す

第一 單獨

主權の單
 獨唯一な
 るべき理
 由

と云ふて實に名義の謂にあらす其權力は於ても亦大に相違なくんや
 あらざるなり即ち上は下を統御し下は上に服從するの關係あるを要
 す而して此の上として下を統御する所の大權を主權と稱し必ず左
 の五屬性を具へざるへからず、

第一、單獨唯一

主權者たる者の必ず唯一個にして決して二個以上あるへからざる
 なり然れども敢て必ずしも獨人の掌握に在るを要せず其獨人なる
 二人以上の集合体なるを問はずた、單獨一体に在るを以て足れり
 とす試に其理由を釋ぬるに若し一國にして二三四五の上あらん如何
 下たるもの其奉する所を知らず所謂民其適歸する所に迷ふて一國の
 政治の爲めに紊亂の域に陥らすんやあらざるなり若し夫れ多數の上
 において互に相和するに於ては輒ち可なる乎其果して能く終始相和す

第四章 主權論

るを得へいん、即ち可なりと雖も、我れ其到底然る能いざるを信ずるなり、蓋し設令其心に於て能く相和同すると雖も其智識才能等に至ては必らずしも相同しきを望む可らず、是を以て一朝危急の事あるに際して誰れか其衝に當らんか之を定むるに常に紛雜を免る、能いざるへし、左れに政治社會の必らず之を一に總括せざる可らず、故に曰く政治社會の上たるもの即ち主権者の必らず單獨唯一なるを要すと。

然れども是れ必らずしも一個單獨の人たるへきを云ふにあらず、其集合体なるを妨げざるか故に或は單に外觀より皮相すれ、唯一ならざるか如きものあり、例へば英國政治社會の上なる者の現に女皇、貴族、國會なるか如し、然れども徐かに之れを觀察すれ、亦同一く是れ唯一たるの原則に合するを發見すべし、何となれ、此三者の決して銘々に上

るをば習た者

たるにあらざりて其一束たる集合体を描いて之を上と云ふに在れ、なり、之れを換言すれば英國の主権者の女皇、貴族、國會の三者相合体して之に居るも之を組成する各個の一も其資格を有せざる事勿論なりとす。

第二最高政權

主權の最高たるへき理由

志を以て保つべし、の確論

第二、最高政權

主權の必らず無上最高の権力ならざるべからず、若し更に之か上たるもの一もあらざれば不可なり、何となれ、是れ主權に非して其無上の上にて對して、即ち之か下たればなり、故に曰く其上に決して上なるべからざるの上、則ち眞の上にて所謂主權なるものは是れなりと、實て志を以て敢て專制の權力を回護する者と爲せるは、氏に之れに答へて、余は甘ん

第四章 主權論

して其評を受けんとす、意ふに若し此權なくんば、何れの社會と雖も

徳義法の
施行力な
き所以

之を咎むるあるのみ之を罪し之を罰し以て其法規を實施すること能
いさるなり蓋し要するに此等の法規を施行する能いさるい之を施行
するの正源即ち實力なきか故なり復言すれい之を施行する權力の所
在確定せさるか故なり故に政權の所在確定せされい其發する所の法
律い其法律たるの効なく到底配下人民をして之れに服従せしむるを
得さるなり、

第四全國
普及
全國普及
ならずさ
へからさ
る理由

第四、全國普及
夫れ政權い邦國を統掌するの至高權力なり此權力の及ぶところ及
いさる所とに由りて内國と外國との區別起る然れい則ち凡そ版圖の
ある限りい僻陬邊隅と雖も普く布き及いさる可らず故に此政權い
全國普及の性質を有せさる可らず今若し人民の一部反逆を察て政府
の令を奉せさるか如き場合に於てい政權全國に及ばざるが如くなれ

人民の一
部反逆政
令を奉せ

るも政權
の範圍を
脱する能
はず
南北朝の
時に二帝
國に分裂
せり

第五多數
服従

奥氏の異
説

とも政府を顛覆して之れに代はる迄い決して政權二あるにあらず反
逆の徒と雖も全國至高政權の範圍を脱する能いさるなり特り南北
朝の争の如く日本帝國に二個の朝廷を置き國民之れを奉戴するの時
に之我帝國の至高政權い二あるものと云ふへく即ち日本帝國い二帝
國に分裂したると同じきなり然れとも此場合に於ても政權の全國普
及なるへいとの性質い曾て失いさるなり何となれい南朝の政權い其
領土の全部に及び北朝の政權も其領土の全部に及びたるを以てなり
第五、多數服従
政權い一國多數の人民か永久服従するの意思を以て服従するを要す
然れとも敢て必ずしも永久に服従せさるも可なり然るに彼の有名な
る奥すちん氏い其忽ちにして起り忽ちにして斃るゝを不可とて曰
く社會の大略確定せる政權の下に服従すと雖も其服従たる唯一

第四章 主權論

其非を辨す

時の事にして其積習を爲さざるべきは此最高政權と社會との間に君臣の關係を生ぜざるなり故に永久持續を以て政權の一屬性を爲さるべからずと是れ一理なきにあらざると雖も意ふに政權は必ずしも此屬性あるを要せず如何となれ一獨立國にして一旦他邦に屬するときは其國の最高政權の既に消失し新政府の政權の未だ之れを對し恒久の永續を見ず然りと雖も人民既し新政府の令を奉りて疑はざる以上を目して以て正當の至高政權と爲すを得へけれ也故に此政權の永續すべき性質を有すれば則ち可なり余輩嘗て主權論を著して此事を論じたるにあり曰く案するに上下の關係の必ずしも恒久の服従有て而る後に生ずる者にあらず史に就て之を証せんに米國十三州の國民か一千七百七十六年を以て其獨立を表したる時の如き主權已に米國にあり然れども當時豈に恒久の服従を受くべき時間あらんや

米國獨立を以て証す

恒久期從の必用なる場合
佛國の例を辨解す

之を要するは主權服従の關係の其關係を生ずべき意思あれり則ち是れり而して只其恒久服従の必用なるは其服従の意思なきとき若くは其意思明かならざるべき之を証するの標準たるに過ぎざるなり填すちん又曰く一千八百十五年歐洲同盟諸國の兵が巴りすにあるや全盟諸國の命令の佛國政府及び人民の服従する所となりたれども之れか爲め佛國の獨立を失ひたることなく佛國人民の全盟諸國主權者の人民とならざりなり如何となれ佛國政府の服従の恒久ならされりなりと予輩反覆之を考ふるに當時佛國と同盟諸國と主權服従の關係を生ぜざりしもの獨り其服従の恒久ならざるのみならず抑も双方に於て主權服従の關係を生ずべき意思なけれりなり若し佛國政府にして其獨立を放棄し同盟諸國に服従せしならん其服従の未だ恒久なるへき歳月を経るに遅まあらすして唯々數日の間なりと雖も主

第四卷 主權論

連

權服從の關係を生せりや必せり故に曰く服從の必ずしも恒久なるを
要せずと因是觀之國民多數か恒久服從の意思を以て主權の一屬性と
爲すへきなり。

以上論述する如く一國を統宰するの政權の必らず單獨唯一(第一屬性)
にして數個に分裂するをなく其權力の最上至高(第二屬性)にして一
之の上に立つへきものなく其所在の確定(第三屬性)にして其權力の實
行を得せしめ其權力の及ぶ所の全國普及(第四屬性)にして政權統一に
歸すべく其上下の關係は多數服從(第五屬性)に在りて恒久永續すへき
意思を有するものなり而して此等五屬性を具ふる者を稱して英語に
Sovereignty 則ち立權と云ひ之を掌握するものを Sovereign 則ち主權者
と稱す即ち之を簡約に解説せば主權といふ一國爲政の大權なりと云ふ
べし。

主權の定

主權者の上無
法律上の無
制限たる
を論ず

主權といふ一國爲政の大權たるを知らざれば之を掌握する所の主權者たる
者いその一人若くは二人以上にあると又或は英國の如く全國の集合
体に在るとに論なく常に法律の制限を受けざる事明らかなるへし何
となれん主權の實に最高政權にして不羈獨立なり即ち專擅無制限の
權力なれんなり又實に法律の正源此に在るを以てなり故に彼の憲法
を以てするも其主權者を組織する一己人若くは一分体に對する時の
外に決して法律たるの効力(即ち強行の力)を以て之を制限する能はざ
るなり然れども主權者を組織する所の一己人若くは其分体例へん英
國女皇若くは國會の如き各孤立する時何れも主權者にあらざるか
故に並ひに法律の制限を受けざるへからず唯た夫れ各分体の相合し
て主權者たるの働きをなすの時に於ては毫も何等の法律の制限をも
蒙らざるものとす但し主權者と雖も徳義上として充分法律の規

第四卷 主權論

定を遵守せざるへからず故に主権者の不羈獨立專制無制限なりといふに單に法律上の謂なり道德法に於て決して如此事なきと勿論なりとす

諸家の主權論

武氏の主權解を批評す

主權の屬性と解説及び主權者の權力等の上陳の如し今請ふ更に進むて諸家の主權論を査究して上陳の所説を明晰ならしめん

蓋し

蓋し法律制定權の政權中の唯一部分たるに過ぎず之れを呼んで最高政權と爲すの五屬性の第一第二に牴觸するを免れざるなり且又古代の歴史を按するに凡そ半開の國にの制法の權なき場合とせり詳言すれに長上たる者未だ法律を制定することを知らざる場合之れあり然れども既に一獨立社會を組織する以上の主權者なかる可らざる



而巳ならず

而巳ならず主權者なきの國の獨立なりと云ふことを得ざるなり武氏に此の如きの國を以て其立法者なき故に主權者なりと云ふことを得る乎其説の誤まれる深く辨説するを要せざるなり

辨氏主權の定義を批評す

辨さむ曰く主權者の確定したる一人若くは數人の集合体にして其社會の人より恒久服従せらるるを云ふと此解たる武氏の解に比すれば稍々優る所ありと雖も其失解釋の甚た空漠たるに在り即ち辨氏の嘗て其一人若くは數人の上に猶ほ長上ありや否やを審かにせず氏か説の如くんは封建爲制の國にある各封土の諸侯をも主權者と云ふを得へきに似たり然れども封建の諸侯の命を天子に奉するものなり豈に單獨惟一全國を統宰するの至高政權を掌握するものあらんや

章五ノハ
スベテ
カ号字

第五章

政体の區別を論ず

カ号字

○政体區別論の二大別○第一法の従ふ可らざる所以○第二法の簡便にして論理に合ふ所以○門テスキュー氏四種の區別○武ルハム氏三種の區別○門、武兩學士の區別法未だ其宜しきを得ざる所以○各批評○最も廣く最も正確なる區別を爲すには主權者が主權掌握の有様を明らかにするを要する所以○主權者員數の多少及其性質の異同に依り政体を五種に區別すべし○(第一一人政体、第二同質少數政体、第三異質少數政体、第四同質多數政体、第五異質多數政体)其細説○主權の代理者を論ず○代理法の二大別○期限及權限に依り四種に細別す(第一、有期有限第二、有期無限第三、無期有限第四、無期無限其細説)

政体區別論の二大種別

第一種

古往近來政体の區別を論ずるもの少からず然りと雖も之れを大別すれば凡そ二種となすを得べし、即ち(第一)主權者の善惡よりて區別する者と(第二)主權者の善惡如何に拘らず只た主權の所在よりて區別する者と是れなり、而して第一種の夫の「**主權**」位に在るとききの政体を暴虐政体と云ひ、**堯舜**位に在るとききの政体を善美政体と稱する類にして

亞リスト
トールハ
第一種
法の依り
三種に區別す
其細別
第一種の
區別法の
従ふべか
らざる所
以

古代の碩學亞リストトール氏の如き、即ち**第一種**の法によりて區別せる一人なり、氏の政体を君主政体、少數政体、多類政体の三種に別ち、更に主權者の心中を忖度して、其の**衆益**、**公利**を圖る者と、**私利**、**私慾**を圖る者によりて、三種の政体を、各々二種に區別せり、尙ほ氏の外に此法によりて政体を區別せる者ありと雖も、要するに**第一法**の**真正**の區別を立る能はず、何んとなれば區別は一定の基礎に憑據すべしとの論理の原則に背馳するを以てなり、抑々善と云ひ不善と云ふの極めて沙漠たる語にして、窮竟何を以て善とし何を以て不善とするか、政治の善惡を定むる標準の未だ一定せざる今日に於て、決す可らざる事なり、且つ善と云へ不善と云ふも固と比較上の談に過ぎず、今日稱して善政体となすもの焉んぞ後世の惡政体と稱するものより却て一層不善なるを知らんや、又往きよ不善政体と稱したる者焉んを今日の良政体と稱す

第五章 政体の區別を論ず

政治の善悪を判定せしむるに善悪の標準を以て政治の各部分に査察するに要するを要す

る者に比すれば却つて幾層の善政体なりと云ふて可なるの實あるを知らんや善悪の判定の人間社會の終局に至るまで決す可らざる者なれば之れを以て政体を區別せんとするの抑々不覺の至りなりと云ひざる可らざるなり、好し又善悪の標準確立しあるも政治の善悪を判定し以て政体を區別せんとするに政治の各部局を詳らかく査察する上ならでの善政体なりとも悪政体なりとも共に判定す可らず、但し現在に於ける政治の是非を査察するの或る爲し得難きにあらずと雖も若し夫れ既往に属する政治の是非を判定するに至りては遂に能はざるべきなり、故に第一の區別法の到底正確に政體を區別するの法と爲す可らず、

第一法既に用ゆ可らざる以上の由りて以て政体を區別するの法に即ち主權の所在によりて區別するの第二法に外ならざるべし、蓋し此法

第二法の簡便に於て論理法に合ふ所以

門テスキユ一氏三種の區別

其細別

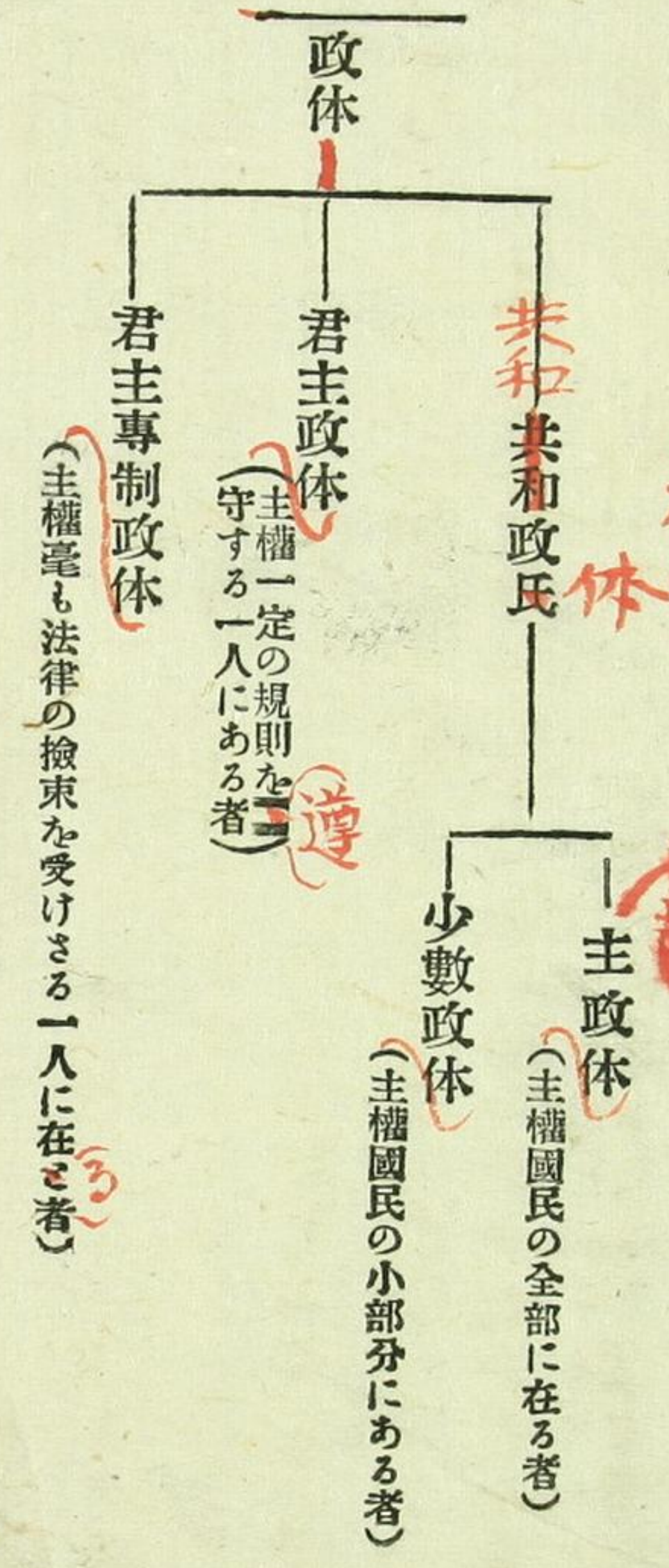
武ルハム三種の區別

よりて區別を爲すべきに唯た各國に就て其主權の何人あるやを知らぬ則ち可なり、政治の政邪善悪を問ふを要せざるなり、故に甚だ簡便なり、又た此法によれば一定の基礎に憑據するを得るか故に論理の法にかなへり、今泰西の鴻儒か此法によりて區別せる者を見るに蓋し鮮からず、即ち門テスキユ一の主權の所在によりて政体を三種に區別し主權人民の全部に在る者を共和政体と云ひ主權一定の法則を遵守する所の一人に在るものを君主政体と云ひ主權一定の法則に従はず、毫も法律に檢束せられざる所の一人に在るものを君主專制政体と云ひ、更らに共和政体を細別して民主政体即ち主權國民の全部に在るものと少數政体即ち主權國民の小部分に在るものと二種とせり、又た武ルハム氏の政体を三種に區別し第一主權の一人に在るものを君主政体とし第二主權の通常國民との異性質なる特別階級に在る者を少

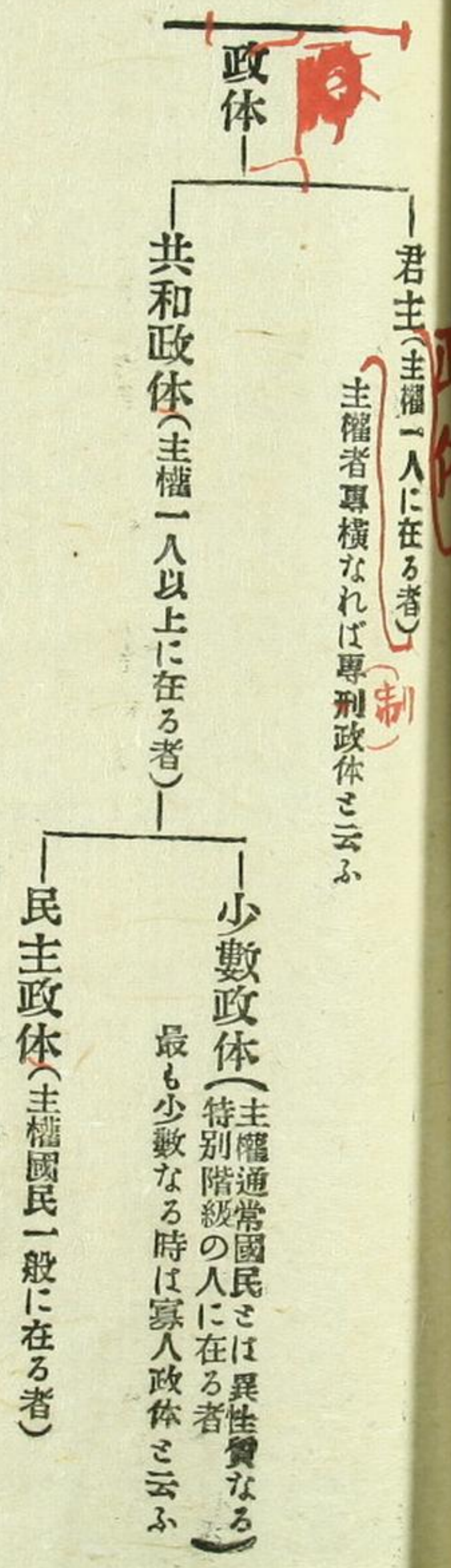
第五章 政体の區別を論ず

數政、体と一第三主權の通常國民全般に在る者を民主政体と爲せり而して更らに君主政体を區別し主權者の專横なる者を專制政体となし少數政体にして主權者の最も少數なる者を寡人政体となせり今兩學士の所説を圖表すれば如し

表別區政の氏門



表別區政の民武



門武兩學士の各々主權の所在よりて政体を區別したるを以て大体に於ての固より可なり然れども仔細に考ふれば區別の法未だ宜しきを得たりと云ふを得ず請ふ先づ門氏の區別に就て云んん氏の君主政体と君主專制政体とを別つに一定の法則を遵守すると否とを以てしたれども其の所謂一定の法則なるもの、果して何をか云ふや若し之れをして人定の法律を指す者ならば其法律に遵て一國を統御する者の主權者よあらざること主權の章に明らかかなり若し人定の法律を

門、武兩
學士の區
別法未だ
其宜しき
を得ず
門氏區別
法の批評

最
も廣く
も正確

指すにあらざりて夫の道德法の如きものを指すにあらば君主專制政
体の主權者と雖も之れに従はざるを得ざるなり去れば氏の區別は
甚だ曖昧なりと云ふべし又武氏の區別は稍々精確に近しと雖も是
れ尙ほ多少の瑕瑾あるを免れず即ち氏の區別の如くんば英國の政体
の如く國王貴族人民の三異性質の階級を以て組織せる者を入るの
所なかるべし即ち之れを民主政体なりとせんか人民の専ら主權者に
あらざるを奈何せん之れを君主政体なりと爲さんか主權獨り君主に
在らざるを奈何せんや且つ氏の少數政体を解して主權通常國民と異
性質なる特別階級に在るものとせり然らば即ち主權通常國民の少數
に在るの政体を何れの部類に編入せんとする乎武氏の區別も未だ全
く宜しきを得たる者と云ふ可らざるなり
萬國の政体を包羅して遺漏なく後世に至るも變更を受けざる正確の

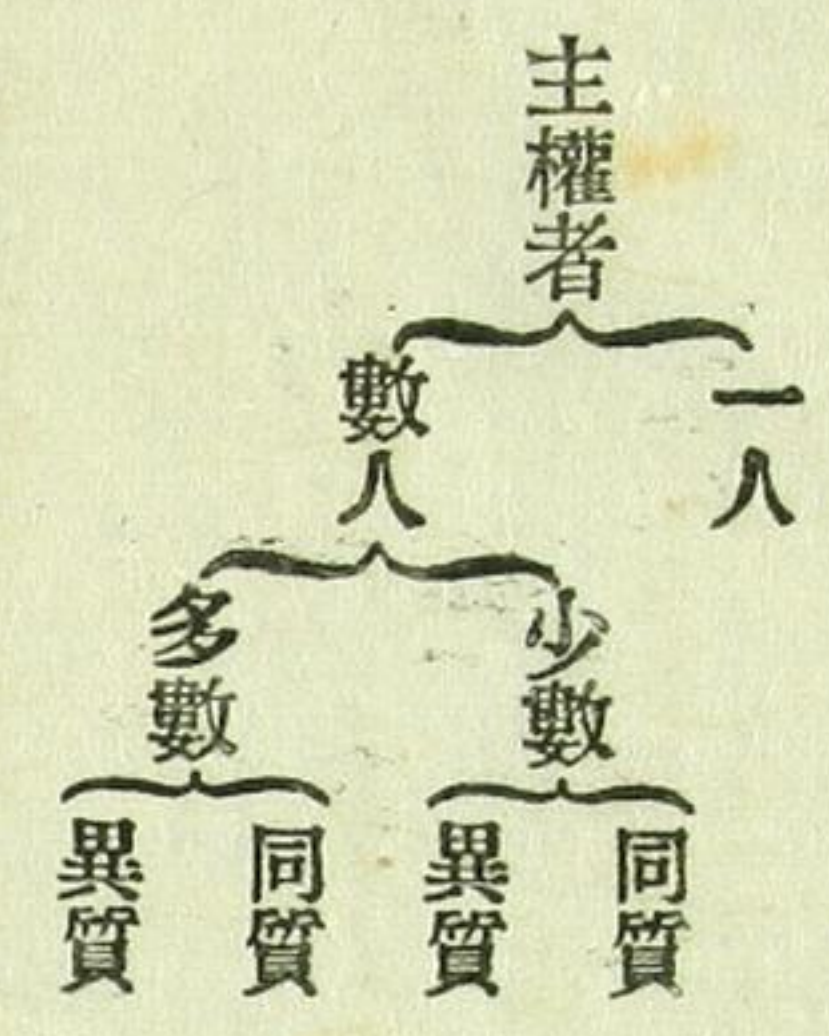
なる區別
を爲する
が主權者
の主權を
握る有様
を明らか
にするを
要す

區別を爲さんば先づ主權者か主權を掌有する有様を明らかにする
を要す既に前章に論じたる如く主權の一國の最上政權にして決して
分割す可らざるものなり然れども此政權を掌握するもの必らずしも
一人に限るにあらざり二人三人乃至五六人にて之を掌握するも可なり
尙更らに其數を増し數百乃至數千萬の人之を掌握するも又可なり只
だ一人以上にて主權を掌握する時の即ち其集合体を指して主權者と
云ふを得べく其分れたる銘々各個人を指して主權者と云ふ能はざる
而已管に主權者の一人に限らざるのみにあらず又帝王貴族平民の内
必らずしも同質の一種族たるをも要せず或は帝王貴族與に主權を握
るを得べく帝王華族平民の三族與に主權を握ることを得べし尙や其
上に此の異性質の者或は多數なるも可なり或は少數なるも又可なり
之れを要するに主權者の員數に一人數人の別あり其性質に同質異質

主權者の
員數に一

人の別あり
其性質に
同質異質
の別あり

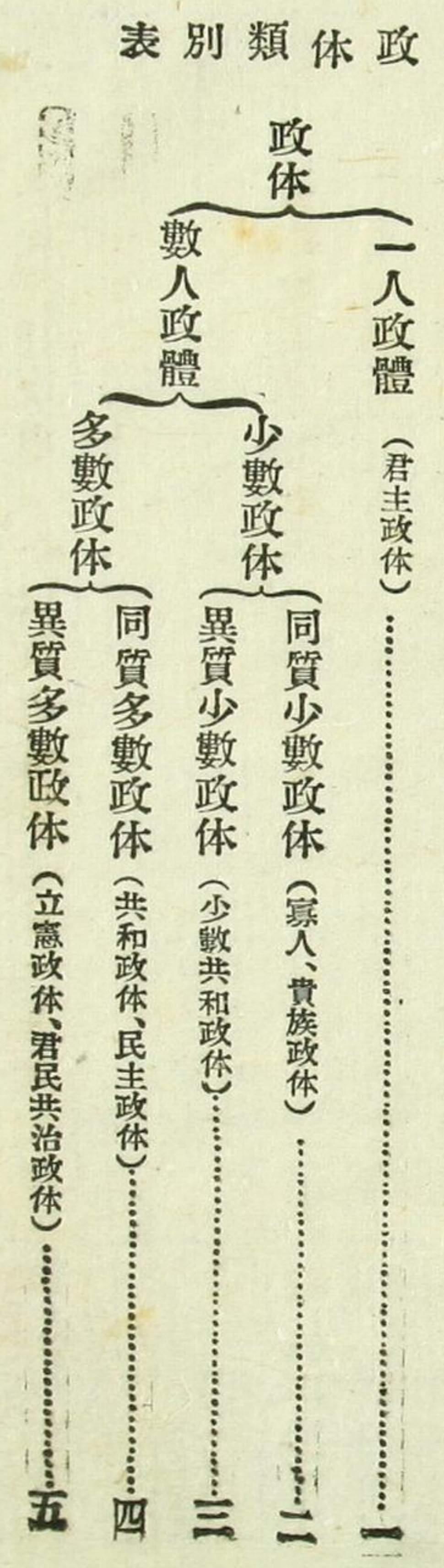
の別あり而して數人に多數少數の區別を爲すとき、將に左の如く
圖表するを得べし



先づ主權
の員數
に據りて
政府を二
大別す
更に員
數と性質
に依りて
之を細別
す

凡そ主權者の其主權を掌握するの、有様以上の如し、故に之れに従ひて、
政体も又た區別せざる可からざるなり、即ち第一主權の一人にあるも、
のを一人政体、即ち君主政体とし、第二主權二人以上にある者を數人政
体とし、更に數人政体を組織する主權者の員數の多少に依り多數政
体、少數政体の二種とし、尙ほ主權者性質の異同に就て、少數政体に同質

少數政体あり、即ち寡人政体、貴族政体の如き是れ也、又異質少數政体あり、
り、即ち少數共和政体の如き是れ也、尙ほ多數政体に同質多數政体あり、
即ち共和政体、民主政体の如き是れ也、又異質多數政体あり、即ち立憲政
体、君民共治政体の如き是れなり、凡そ宇内各國政体の種類ハ甚だ多し
と雖も、此政体類別の外に漏るゝ者ハ曾て之あらざる也、今之を圖表す
れば、在の如し、學者前表と對照して主權者と政体との關係を研究すべ
き也、



五種の政
体を細説

第一種一
人政体

第二種同
質少數政
体

第三種異
質少數政
体

第四種同

以上五種の政體の中、第一種、一國の主權一人に存する者にして之を君主と稱し、日本、支那、土耳其、魯西亞等の政體を以て例すべし、此政體に在りては立法、司法、行政の別なく政治の大綱を一括して主權者一人の掌握する所なり、第二種の政體に在りては一國の主權、全國民に比すれば少數なる同性質の人に存し、其主權者を概ね貴族と稱し、中古南歐に行はれたるの制度にして、宇エニス、羅馬、スバルタ等の政體を以て例すべし、第三種の政體に在りては一國の主權、異性質なる少數の人に存し、其主權者を君主及び貴族と稱し、曾てスバルタと國王と議會が主權を分有せるが如きの類、是れなり、而して其異性質と云ふは單に其位地を異にするをのみ是れ云ふにあらず、其分有する所の權力にも大差異ありて、大概國王の權力、他の主權者に比すれば大なる者あるを常とするが如し、第四種の政體もありては一國の主權、同性質なる全國民多

質多數政
体
第五種異
質多數政
体

數の人に存し、其主權者に特稱あらず所謂選舉權を有する者、主權者たるなり、即ち現今北米合衆國、佛蘭西國等の政體是れなり、第五種の政體に在りては主權の一國多數なる異性質の人、即ち國王、上院議員及び下院議員選舉者の三者も存し、英國、獨國等の現今の政體を以て之れを例すべし

躬

蓋

主權の代
理者を論
ず

主權の一國爲政の大權にして其所在を由りて政體の別る、こと實に上陳の如し、然り而して學者或は疑を起すものあらん、政府に在るの百官有司の實際政務を執る者なり、彼等も亦た主權者なるや否やと、吾人於て固も可なり、只だ便宜上不可なるなり、何んとなれば一國政務の百端、涯りなき一人若くは數人の能く辨し得可き所にあらざれば也、今代

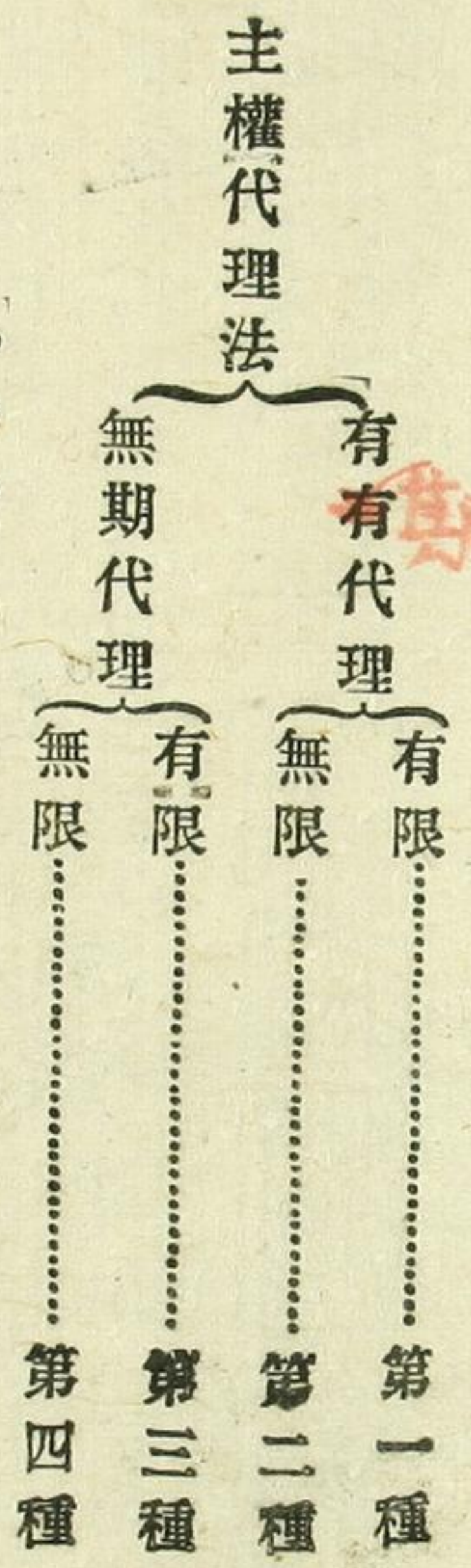
宰相以下
百官諸有
司の便宜
の爲め設
けたる主
権者の代
理人たり
代理法の
二大別
期限及權
限の別

冥カ按

理者を置くの原因を案するに二あり(第一)被治者たる人民多數よりて
統御すること難き歟若くは人民少數なりと雖も國土廣大なるの場
合と(第二)人民の多少國土の廣狹に關せず第二種以下の政体に在り
其主權者の一部若くは全部を占むる人民の多數なると其各地方に散
在せると其職業を營むて餘暇なきとの故を以て代理者を置かざる可
らず去れば宰相以下百官諸有司の此理由に依りて設けたる主權の代
理者にして主權者にあらざること論を待たず、

扱て此代理法に二大別あり、即ち一は期限よりて別ち一は權限に由
りて別つ、而して期限に有期あり無期あり、權限に有限無限の別あり、有
期といふ年限を定め或は生涯を限りて委任するを云ひ、無期といふ年限を
定めず或は之を永代と定むるが如きは是れなり、其所謂有限といふ法律
上代理人を檢束する者あるを云ひ、無限といふ德義の制限のみにて法律

上の檢束なきを云ふ、今之を圖表すれば左の如し、



四種代理
法の細説

第一種

第二種

右の圖表中第一種、有期有限の代理制は米、佛大統領を以て之れを例す
べし、即ち米は四年、佛は七年の期限にして在職中常に憲法に従ふて政
を執り任滿る時の退職せざるを得ざる也、第二種、有限無限の制は英、佛
の代議士を以て之れを例すべし、即ち英は七年、佛は四年の在職中代議
士たる者一國の公論に従ひ其撰擧人の利益に負く可らざるの責あり
と雖も其議決する事項に就ては代理者たるの資格に於て別に法律
上の制限あることなし、第三種、無期有限の制は多く其例を見ずと雖も

多數同質
政体を以て
爲すの説を
排す
民約説の
誤謬第一

たる政体を爲す如何にも此流の論者が想像する如く荒古の人類より皆な人間平等の理を知悉したらんには平等を主義とせる民主政体の第一に起るべき理なりと雖も人類皆な平等なりと云ふか如き極めて高尚深遠なる道理にして今日と雖も猶ほ未開社會に人之れを知らざる者あり如何んぞ斯る高尚の理想を以て荒古蠻野の社會に存在せりと想像するを得んや人類平等の主義に本ついで社會の創始に民主政体起れりと云ふが如き固より架空の説たるを免かれず又假りに一步を譲り多少此の思想を以て當時の社會に存在せりと爲す歟斯の如きの社會に於ては民主政体起る能はさりのみならず邦國と名つくべきもの更らに起ること能はさりや必せり蓋し當時蠻民の無智なる固より其胸中一片の道德感情備はりあるべきにあらざる而して道德なくして單に平等の思想具はりありとせば其の平等の思

其第二

始めて邦
國を起し
政体を起
原たる大
平の自由
等制非抑
壓なり

想の慄慄なる原人をして益々慄慄ならしめ放縱なる蠻人をして愈々放縱ならしむべきの勢の免る能はざる所なり既に慄慄なり既に放縱なり豈に窮屈なる政府の下に立つを欲せんや豈に窮屈なる法律も服従するを望まんや到底此等の社會に於ては邦國の成り立つべき機會あらず況んや民主政体をや
數百年來政治學者が辛苦研究したる所を以てすれば自由平等の極反對なる専制抑壓こそ眞に邦國を起し政体を起したる大原因なり蓋し原人の遠心力に富むて求心力を欠くものなり故に之れを結束して其離散を禦かんといふれば之れを一統する者なかる可らず之れを一統する者ありと雖も其の權力微弱なる時に未だ以て其の離散を制する能はず故に其權力の非常に強大ならざる可らず権力強大なりと雖も治者の數多きとき其間に軋轢ありて部下を統一する能はず故に

其理由

太古創造の社會に一人の強大なる君主を要す史に徴す之れを証す

昧

統治者は一人ならざる可らず是れ太古草創の社會に一人の強大なる専制權を掌握せる君主を必要とする所以なり是れ自由平等に反對せる専制不平等か却て當時に必要なり所以なり即ち今日所謂ある君主政体なる者當時に濫觴する所以なり故に之れを歴史に徴するも太古最も早く邦國を形つくり最も速に進歩したる邦土の何れも皆なり自由政府の下に立ちたる者にあらざるなく之れに反し創始よりして廢滅に屬したり彌兒曾て曰く人民未だ昧昧にして服従の習を爲さざる時に當りては専制君主政體を用いて以て最も適當せる機關となすと眞に然り然りと雖も野蠻社會に效用ある君主政體の今日人智の開らけたる社會に於て同一の效用を奏す可らざるの論を待たず社會の變遷人智の開進に伴ふて君主政體の体裁も又自ら變せざる

君主政體の類別

可らざるなり

今古來各國に起りたる君主政體の体裁を案するに其種類甚た多し然れども之れを類別すれば凡そ左の五種となすを得へし

- 第一、 都府君主政體
- 第二、 東洋專制君主政體
- 第三、 支那專制君主政體
- 第四、 宗教君主政體
- 第五、 羅馬帝政政體

五種の君主政體を細説す都府君主政體

(第一)都府君主政體の古代希臘及び羅馬に行はれたるの政體なり蓋し案するに希臘に於ては都ロイ戦争の時より民主政體の各國に起るまで羅馬に於ては呂ミユラス國を建て太クインに追放に遇ふまで共に一人の君主に戴きたること史乘に明かなり然るに兩國の君主の其

蓋

權力甚だ微弱なるが上に傍ら強大なる貴族の常に主權を牽制するものありしかば、其主治の及ぶ所の僅かに二三の市府に過ぎざりし故に此兩國に行はれたる君主政体を都府君主政体と稱するなり

第二、東洋專制君主政体

(第二)東洋專制君主政体の印度、巴ビロン、白ルシヤ、亞ッシリヤ、埃及等に行はれたる專制君主政体を指す者にして、概むね被征服に由りて國を建て武震を以て四分五裂の種族を一統したる者なれば、君權の非常に高く民權の非常に卑く其懸隔天壤管ならざる者あり、隨つて此の政体の下に在る人民の恰かも奴隸の如く絶て進取の氣象を有せず、其社會の未開の域を脱する能はざるを常とす

第三、支那君主政体

(第三)支那君主政体の他の東洋政体に異なる所あり、即ち支那の帝王の臣民に對しての恰かも父たるの位地を有つか故に、他の東洋諸國に於けるか如く施治專制なりと雖も所謂る天下の天下の天下にして一人

の天下は非ざるの原則は君主と雖も漫りに破るを許さず、或は之れを破りて暴虐甚たしきに至れば臣民其廢黜を謀るの權あること冥暗の裏に認めある者の如し、是れ爾餘東洋の君主政体と同一からざる所なり

第四、宗教君主政体

(第四)宗教君主政体の最も著しき者の猶太國の政体是なりとす、此種の政体に在りては主權者の天帝の直撰に出て其意を受けて王位に即きたる者と定め、其の法律の神定に係るとなり、人民の之れを變更するを許さざるを本則とす、蓋し社會朦昧の時に當り群衆を収攬するに有勢なる政体なりしこと疑を容れずと雖も、其の蒼生を愚にし社會の進歩を障礙するに於ても又たこれより甚たしき者のあらざるなり、又此政体と稍々其性質を同ふし少く其度を異にする者世界各國に甚た多し、即ち此種の政体に在りては敢て天帝か直ちに君主を撰立せりと

半宗教君主政体

教

爲さ、れども君主を以て天帝の苗裔と爲す者なり、夫の白露に於て君主を大陽の子なりと云傳へ政治宗教の全權を一任するが如き、又回々教を奉ずる諸國に於て其の君主を教主馬ホメットの子孫なりと一政治宗教の全權を併有せしむるが如き皆な此の種に属するの政体なり凡そ此等半宗教君主政体とも稱すべき國に於て其文明の前進を障礙すること純然たる宗教君主政体に比すれば稍々少なる者あるも他の政体に比すれば固より其弊大なりとす

第五、羅馬帝政政体

(第五)羅馬帝政政体と稱する者の他の帝政と其の体裁を異にし帝王の實に人民の代理者たる資格を有する者なり、然れども是れ實に理論上の談に過ぎずして其實、專制を極むること獨裁國の君主よりも却て甚し、即ち彼の於てカスタスカ羅馬の共和人民より推薦せられて帝祚を踐み非帝の專制を極めたるが如き、佛國の那ボレチンが同國共和人民

三種

の代理者なりと稱して其實、純然たる君主の權力を占めたるが如き、其外形は主權人民にあるか如くなり、雖も其實、主權一人の手に在り政治學者は是れを呼て主權在民主義の君主政体と云ふ

開進遲速
上より更
に大別し
て主權と
爲す

古來萬國に起りたる君主政体の種類は以上略叙したるか如し、而して今又文明進歩に遲速ある點より更らに大別すれば凡そ三種と爲すを得べし、即ち第一進動政体、第二遲進政体、第三不進政体是れなりとす

第一、進動政府

(第一)進動政体とい人民の知識開進するに隨ひ漸次君權を狭めて參政權を人民に與ふる者是れなり、即ち今日隆盛無比なる歐州の君主國の皆な此種に属する者にして、此の政体に在りては文明の進歩も甚た速

第二、遲進政体

かなりとす、(第三)遲進政体とい敢て文明の進歩を全く阻止するが如き專制壓抑の原素具はりあるにあらずと雖も、君主の威權極めて強大なるか爲め參政權の人民に移ること甚た遅く爲めに進歩の漸にして

第三、不進政体

急ならざる者、即ち支那日本の君主政体の如き者是れなり、(第三)不進政体といふの宗教の基礎によりて立ちたる君主政体にして、既に前段にも述べたる如く此の政体にありては君主の則ち天帝ありと云ふにあらざれば天帝の直撰に出たる者なりと云へ、政治も法律も皆な神定に出たりとなり之れを疑ひ、之れを難する者あれば直ちに嚴刑に處するの故に人之れを疑ふんとするも疑ふを得ず、之れを難せんとするも難んずるを得ず、唯々議諾として従ふの外なし、故に人智の更らに進歩するに由なく随つて又人民參政權を得るの期あるなし、故に彼の回々教の行ゆる、諸國の如き、古代にありては、大いに隆盛を極めたりと雖も、今日に至るまで能く舊時の面目を維持する者の曾て一國も之れあるを見ざるなり、之れを要するに君主政体の必らずしも善美なる政体にあらず、又た必らずしも不良なる政体にあらず、唯た蠻野の社會に

君主政体を總評す

應ずるの君主政体と文明社會に應ずるの君主政体と自ら其の体裁を異にし、民力の増進と人智の發達を伴ふて君權を伸縮すれば、即ち可なり、

君主得位の問題を觀察す

更らよ又た君主得位の問題を觀察せんに、或は拔群の豪雄弱國を征服して自ら君位を踐むなり、自立制度是れなり、或は貴族平民相集まりて君主を撰立するあり、撰立制度是れなり、或は其位を子孫に傳ふるを定則と爲すも子孫に秀才なき時の撰立制度に由りて之れを撰擇するを世襲撰立の合制と云ふ、此他得位の方法尙ほ多し、雖も且らく筆をこゝに關し、専ら世襲撰立の兩制度を觀察すべし、蓋し此の兩制度の得失に關しては、異論最も多きを以て也、

自立制度

世襲撰立の合制

世襲撰立の兩制を觀察す

抑々撰立君主制度の國中第一の人材を撰擇して之れを君位に就かす、め、其の失徳あるの時に際しては之れを廢黜して更らに人才を擧ぐる

撰立制度
必ずしも
弊なきに
非らず世
襲制度必
らずしも
弊あるに
あらずの
兩制度の
優劣を斷
す
撰立制度
の弊を獨
逸史上に
証論す

の法なれば、君位常に秀才達徳の人の占むる所となり、彼の世襲制度に於けるか如く庸暗無智の人をして尸位を擁せしむるか如き弊なく極めて善美なる制度の如し、然れども詳らかに其實際を考ふるに撰立制度必ずしも弊なきにあらず、世襲制度又必ずしも弊あるにあらざるなり、而して余を以て兩者の優劣を斷すれば寧ろ撰立制度を以て劣れりと謂ふんとす、請ふ先づ史上の事實に徴し其の然る所以を證すべし、讀者の知る如く夫の獨逸帝國の曾つて撰立制度を採用せる國なり而して遂に如何なる現象を呈出したる乎、案するに獨國に於て撰立制度を採用せるハ布ラシキツシ帝國分裂の後、紀元九百十一年の頃、當り志アールマン帝の血統斷絶せる時、日耳曼聯邦の諸侯が人民と商議し普ランコニヤ侯混ラツドを推して帝祚を登らしめたるに始まる、これより以降帝者撰立の權ハ一般人民に歸したりと雖も、人口漸く繁

殖するに及んで撰舉の會ハ臨む者第百千万人、其の雜沓雜混云々ん方なく到底十全の撰舉を爲す能はざるの實際となりたるか爲め、民庶ハ漸く撰帝の權利を捨て之を豪族に委ねたり、當初豪族の此委任を受るや其の撰舉せんとする候補の姓名を揭示し普く人民の可否を問へしが千二百年代に至りては被托權の實全く消え失せ、各豪族ハ自ら撰帝權官と號し擅まゝに帝王を推撰し人民毫も之に與ること能はざるに至れり、後一千三百五十六年智アールス王の時に當り朔ソニ侯の權勢甚た盛んなりしかば帝者撰舉の權ハ特り此の侯の握る所となり、他の諸侯ハ撰帝官の員に備はると雖も皆な尸位を擁するの實際といふべし、於是乎各諸侯の間に軋轢紛擾を生じ政綱弛緩、内亂外寇相踵き、一國ハ四分五裂の亂狀を呈し復た收拾す可らざるに至れり、是れ獨逸史を一讀する者の盡知する所にして撰立帝政の目的元々明君賢主を

此制度附
隨の弊に
君主を以
て豪族の
器械に供
し國家を
擾亂する
に在り
武ルンチ
ニリ
立制度の
弊害を敗
ふ

舉ぐるに在りなからち君主を以て豪族の機械に供し國家を擾亂の衢と爲すに至ること如斯而して是れ獨り獨國の撰立君主制に限るの弊にあらず蓋し此制度に附隨の弊害なりと云ふべし

武ルンチリ曾て撰立君主制の弊害を論じて曰く第一眞の賢者を撰擇する甚だ易きとならず即ち撰者の鑑識當を失し或は誤て疑徳の小人を撰立し或は明黨盛に起り各私心を挟み撰立公正なる能はず第二司撰者中其好む處に偏して之を撰舉せんと欲し執拗の勢各黨相軋り豐隙猜忌の餘り遂に戰を開くに至り國家の安危を害するの憂あり第三撰立數次なるも隨て曾て王位を得たる諸家國中に充滿して互に相猜忌し各其志を逞うせんと欲し相奪争するの憂あり第四先君既に没し未だ嗣君を撰立せざる間の虚位の國となるを以て之より生ずる所の禍害又少からず第五司撰候動もすれば其戚族を撰立して世々

第五弊

第四弊

第三弊

第二弊

第一弊

更に武氏
か第三の
弊を詳論
す

撰立制度
の下に
常に争亂
休まざる
所以

此制の下
に無數の
黨與人
に依りて
結ぶ

君主と爲さんを圖るの恐れ勘からずと余も又曾て武氏第三の弊とする所を論じたるにあり曰く撰立制の君主其位を長久にするを得ず薨去の事あるが若くは過失ある内之れを廢して他の人材を擧げ之れに代はらしむるが故に廢帝の子孫外戚若くは親縁舊故ある者其の廢黜を見て勢ひ不平不快の念なき能はず而して其の不平不快の念を散せんに平和の手段其効を奏せず廢帝若くは其外戚を擁して兵馬の間に復位を謀るの蓋し必然なり讀者若し之れを疑ひ請ふ試みに萬國の史乘に之れを徵せよ凡そ撰立君主制度を採用するの邦國に在りては必ずや國內無數の黨與あらざるなり而して此の黨與たる決して政治上の主義を以て集まる者にあらず所謂人によりて團結する者にして或は某皇統の正系なるを説き或は某帝室の不徳を鳴り皆な己れか欲する所の血統をして帝位に復せんとするにあらざるなり

第六章 一人政体論

主義を以て結ぶる黨派の争ひを以て議論を人物に依りて決する黨派に決す

諸黨の勝敗に由り毎に諸般の制度法律皆な變す

世襲制度固有の利

基礎の確固不拔に在り

此制の下に君民能く和親す

世襲の君主の能く永遠無窮の鴻圖を立つ

世襲制度の通弊

而して無形なる主義を以て團結せる黨派の争や、又た無形の言論を以て勝を争ふを得べしと雖も有形なる人物を目的として團結せる黨派の争ひたる又た有形なる干戈を以て決せざる可らず、而して鮮血淋漓骨山屍嶽の慘劇を生じたる後、其の争遂に決すれり可なりと雖も到底決する能ざるを奈何せんや、甲黨をして勝を制せしむるに即ち乙黨をして更らに干戈を弄せしむるの原因なり、之れと同一理により乙黨若し勝を制せば甲黨の干戈を弄することこれより始まるべし、如此く甲乙丙丁の數黨次第に相戦ひ、天下終に一日も安寧ならざるべし、而して諸黨の勝敗に由り王家の變更する毎に諸般の制度法律も皆な變更せざるなく、神聖尊嚴なる憲法と雖も能く此變遷の外に立、こゝに能はざるに至る、嗚呼撰立制度の弊も亦大ならず哉、
之れに反して世襲制度固有の利益、其の基礎の確固不拔に在りて、容易に動かざるに在り、蓋し一血統の君主其の位を世々まするを得るときに君民の關係自ら親密にして、王室の利害喜憂の實に王室の利害喜憂たる止まらず、又人民の利害喜憂たるべく、其奕世相傳へ相享くるや血統を異にせざるが故、又王位繼承の際人民其感情を異にせず、隨て臣民主位を覬覦するの念なく、君民始終琴瑟相和するの節を得べし、且つ王位は甚だ確固なるが故に君主の彼の撰立制度に於けるか如く一時を苟且するの計を爲さず、子孫後世に渉る永遠無窮の鴻圖を立つべきは蓋し勢なり、故に夫の自由政論家の巨擘と稱せられたる民約論の著者、騷と雖も其君主政体を論するや、則ち曰く、君主政体の世襲にあらざれば不可なりと、世襲君主政体を可とするに幾んど學者の輿論なりと云ふて不可なかるべし

然りと雖も世襲制度必らずしも弊害なきにあらざり、即ち君位に在るの

文明社會に於て此の弊を除去する方法

人の常に賢俊にあらざるが如き又動もすれハ暴逆專姿の弊措あるか
如き皆な世襲君主政体ニ免かれざる所の弊なり然れども文明社會に
ハ自ら此の弊害を除去する方法あり即ち善美なる憲法を制定シ德
義上君主の權を限る時ハ暴逆專肆の弊除くを得べく宰相責任の法
を定めて君主を無責任の位地に置き帝者をして惡を爲すに由なから
しむるに於てハ賢俊なる君主を得ざるも又た深く憂とするも足らざ
るなり

第七章 少數政体論

○少數政体の一人政体に次て起る所以○貴族の政治社會に起る原因○
其畧同○智識腕力財産門地○武勳○文工○小數政体に同質○異質の別
起る所以○質少數政体の永續すべからざる所以○質少數政体の他
の政体に變遷する所以を觀察す○其二大原因○(内部及外部)細別異質
質少數政体の全質小數政体に優る所以○此政体の腐敗を防ぐ方

説

少數政体の一人政体に次て起る所以

一人政体に次て起るべき者は少數政体即ち普通に貴族政体若くは寡
人政体と云ふ者は是れなり蓋し君主政体に常に賢明なる主權者を得る
か然らざるも一定の典章ありて其組織甚た確実なるときハより強大
なる豪族ありと雖も漫りに其權を増大にする能はずと雖も太古の
政治社會より固より燦然たる制度の具はりあるべきとあらす君主又た
常に賢なるを望むべからず是れ豪族をて其權勢を逞ふし遂に貴族政
体を形つくりしむる所以也

第七章 少數政体論

武動に起
因する者
古今其例
最も多し
文動に起
因する者

少數政体
に同質異
質の別起
る所以

一或はこれを擧げて其帝王となせることあり又近代に至りては壞木
利の如き外國の貴族を迎へて與ふるに顯要の位地を以てせり如此
門地の勢強大なる者あるが故に必ずしも財産を有するを要せざるこ
と明^{あり}なり武動は原因する者の古今其例最も多し故にこゝに贅する
を要せざるべし文動に起因する者の近世英國に於て政治家微イコン
スフイルド小説家里ットン等が貴族に擧げられたるか如きの類に
て文學技藝に卓出する者を貴族と列すること英國近時の習慣となれ
り。
貴族の政治社會に起る所以は以上の如し而して單に貴族のみ政權を
掌握することあり又た王者と貴族と並び立つて政權を把持すること
あり是れ則ち少數政体に同質異質の別起る所以にして貴族のみ政權
を掌握するときの之れを同質少數政体と云ひ王者貴族共に政權を把

全質少數
政体の概
して永續
する所以
さる所以
貴族政体
の通弊

持するときの之れを異質少數政体と云ふこと前章に於て既に述べたる
が如し想ふに此の兩種の少數政体各々得失なきにあらずと雖も歴
史の事實にして果して誤謬なくんば少數政体なる者の概して永續す
べきものにあらずと斷言するを得べし蓋し權力相等しき豪族を集め
て之れは政權を委ぬるときは所謂多頭政治なるものを生じ到底其
間に軋轢不和を免れざるは理の最も視易き所なり而して軋轢不和の
極は政略一定なるを得可らず随つて政權の統一を缺くの憂あり政權
の統一を缺く時の國礎を鞏固にする能はず國威を海外に擴張するを
得ざるは是れ又た數の免れざる所なり且つ又此政体は在りては豪族
皆な責任を分擔するか故に一朝國家の危急は際すれば互に相譲りて
其衝に當るものなく終に國家を紊亂の域に陥れざるは少れなり試み
に歴史を繼て之れを徵せよ夫の古代の字エニスに設けたる少數政体

編

之を史に
徴証す

宇エニス
貴族政体
の持續
たる所以

何か故に久續し、布ローレンスに建てたる少數政体の何か故に斃れ
たるか、今歴史に載する所の事實を擧ぐれば、正さに左の如し、

宇エニスの伊太利の北部に位し、中古富強を以て宇内に雄視したる
古府なり、地形固と地中海に瀕するが故に自然通商貿易を貴び、商業
國の常として國君、大賈豪商を優待し、之れを貴族と列して政治に參
與せしめたり、然るに貴族の産益々富むに隨ひ政治上の權力も次第
に増加し、終に國君ありと雖も、其實政權の全く貴族の掌裡に歸し
こゝに少數政体を建設するに至れり、而して此の政体の長く、宇エニ
スに持續したる所以を釋ぬるに、一種稀有の事情に由るものなり、即
ち當時宇エニスの政略として外國と通商貿易を爲すの權を全く貴
族と歸し、庶民の海外に渡航するを嚴重に禁せり、且つ貴族が外國と
通商を爲すに當り終始意を用へて自然干渉を蒙むるの恐ある外國

一方に裂
の禍根を
防ぎ、外部
に破壊の原
因を、抑ふ
に於て、之
を、持續し
たる例、た
り、希臘、
羅馬、加
ルセイシ、
布ローレン
ス、等、の
少數政体
の、永續
せし、

を、避けて取引を爲さざり、以て貴族の海外に渡航することを頻繁
なるが故に内地に在りて同族と軋轢するの違なく、人民又た海外へ
渡航するの自由を有せざるが爲め外國の事情を知るに由なく、始終
自國の舊習を固守し、貴族の治下に居ることを甘んぜり、即ち一方に
内部より分裂を來すべき禍根を防ぎ、一方には外部より破壊を
來すべき原因を抑へたるが故に能く其の政体を久持するを得たり、
然れども是れ實に少數政体の久持せる唯一の例と云ふべし、夫の希臘、
羅馬、加ルセイシ、布ローレンス等に起りたる少數政体の孰れも永
續する能はずして斃れたり、就中布ローレンスの少數政体の如きは、
實に極度の失敗を取りたる者と謂ふべし、蓋し布ローレンスも一時
隆成を極めたる伊太利の古府にして、宇エニスと同じく商業を以て
國を建て、又た大賈豪商を擧げて貴族に列し、少數政体を國体となせ

布スルレ
政体の失極
度を失敗
る所以た

貴族の威
嚴、品格
次第に地
に墜つ

貴族と平
民の關係
を規定し
たる法律

る所也然るに此都府に於て、宇エニスに比すれば、輒々自由の政略
を取りたるか故に、庶民の勢力次第に増長し、貴族と比肩すべき大賈
豪商を續々輩出するに至りたれば、政府も此等大商の設置せる商會
に種々の特權を與ふるの已むを得ざるに過ひ、終に各商會より參政
官を擧げて貴族と共に政務に與らむに至れり、是れ庶民の權力を
増々長大にするの端緒にしてこれより以降貴族は常に平民の制す
る所となり、其極終に他邦に稀れなる状態を呈せり、その他にわらず
貴族の威嚴、品格次第に地を墜ち人之れと齒するを^一とせざるに
至りたるは是れなり古記を據るに當時平民の中品行不正なるか若
くの公益を圖ること力をめたる者^ハ之れを貴族と呼んで擯斥し
たりと云ふ、顛倒も又た甚しからずや、貴族の品資如斯く下落したる
か故に一千三百九十二年に至り終に法律を設けて貴族と平民との

布スルレ
族の零落
古例たり
の例たり

關係を明らかにせり、今其の法律の要を擧ぐれば曰く貴族と平民と
争端を開くことわれ平民の罪の之れを不問に附し、只管貴族の罪
を問ふべし、若し貴族平民を殺傷する場合あるときは直ち之れを
嚴刑に處し、決して之れを寛假すべからず、又平民の法廷証據人を
出すの權を有すと雖も、貴族の之れを有せずと定めたる如き其
重なる箇條にして此他貴族の身分に關し其營業に關し甚しきよ
至りて、日々の起居進退に至るまで種々の束縛を加へ、遂に一千三
百四十三年に至り五百三十名あり、貴族の皆平民籍に下れり、斯く
貴族が零落を極めたるの例、古今稀有の事と云ふべき也、
以上擧ぐる所の事例により考ふれば、布ロレンスに學べば敗れ、宇エ
ニスに倣ひ、成ること明らなるに似たり、然れども宇エニスの政略の
到底今日の如き交通自由の時に於て行われ得可くもあらざるか故に

同質少數
政体の久
持するの
變則より
て其永續
せざるの
正則なり

之れを學ひて少數政体を維持せんとするの迂の最も甚きもの云
いざる可らず去れい吾人の少數政体の久持するを變則となし其の永
續せるを寧ろ正則なりと云ふんとす、

全質少數
政体の他
の政体も
變遷する
所以を觀
察せず

更らに進むて少數政体の他の政体に變遷する所以を觀察するに亞リ
ストートルの(第一)内部より起因する者(第二)外部より起因する者の二

亞リスト
トル氏の
の所説

其二大原
因第一、内
部原因の

大原因ありと謂ひ更らに第一原因を細別して四となせり即ち同族互
に官職を争ひ其望を達する能はざるより憤懣して遂に革命を醸すに
至る是れ其一なり蓋し貴族政体の盛んなりし中古の事情を顧るに政
治の有様は固より今日の如く繁雜なる者にあらず隨て官吏の員數
も又甚だ多きを要せざりしなり然るに一方に於ては官職を欲する貴
族の外戚甚だ多かりしか故に所謂ゆる需用餘ありて供給足らざるの
状態を生したれば勢ひ多數の望官者に不平の生ずるを免る能ざる也、

其一、望
官者の不
平を起す
因

其二は同族中權勢を私せんと欲する幾名利者流を生し爲めに革命を

其二、同
族中名利
者流を生
ずるに起
因す

内より起
る者より
種なり

醸すに至る者にして此原因に二種の別あり即ち甲は内より起る者に
して乙は外より來る者なり内より起る者とい名利者流相黨して他の
同族を凌ぎ軋轢の極革命を醸すを云へ乙は名利者流自家の權勢を同
族中に張らんが爲め人民に媚びて其應援を求め爲めは同族の權力を
弱むるを云ふ其三は貴族奢侈淫靡の風に流れ其風儀品行を亂るより
人民之れに乗じて革命を煽起する是れなり其四は同族中の門地門閥
高き者相頼りて權を専らにし少數政体の内一種の寡人政府を生じ制
する者の益々横専を極め制せらるる者の愈々不滿不平に堪へず終に
破裂して一大革命を來すことある者は是れなり、

其三、貴
族の奢侈
淫靡の風
に流るゝ
に起因す

以上皆な第一原因即ち内部より起る所の革命に属す而して第二原
因即ち外部より起る者にも又た二種あり其一は貴族民權を重んぜず

其四、同族中專權の高地門閥に歸するに起因する

第二、外部原因に二種なり
其一、人民貴族の無道に在る

亞氏

或は民有の土地を私し、或は無益の遠征を數々し、洪大なる費用の擧げて之を人民に課し、利益ある事業の悉く之れを壟斷する等、專肆至らざるどころなく、人民を見ること奴隸の如くなる場合に於ては、人民其の苛峻に耐へず相結んで貴族に抗し、終に少數政体を顛覆することあり、其二の人民の富度大に増進し、其智識大ひに開發し、其富其識共々貴族と比肩するに至るも、尙之れを疎斥して政權に參與せしめざる時、當りては、人民不遜を抱き、終に革命を企つることあり、

以上の革命の原因に關する惡民所見の要略ありとす、尙ほ此他結婚相續等の爭議より革命を生ずる事あり、世襲久しきを經、賢去り愚止まりて下民の輕侮する所となり、爲めに革命を醸すことあり、原因極めて少からずと雖も、亞氏の擧る所を以て其の大要を知るに足らん歟、但し革命を企圖し、政体を顛覆するに、必ずしも干戈を要する者にあら

其二、人民の富識増進するも、政權を參與せしめざるなり
其三種々の原因
革命を企圖し、政体を顛覆するに、必ずしも干戈を要せず
異質少數政體の同質少數政體に優る所以

す、或は平和の手段を以て之れを遂ぐる者あり、或は社會大勢の變遷より不知不識の間に他の政体に推移するあり、一様に云ふ可らざるなり、上來り専ら同質少數政体に就て觀察を下したる所なり、若し夫れ異質少數政体に至りては、多少其趣を異にす、蓋し既に前章に述べたる如く、異質少數政体といふ君主と貴族相合して主權を掌握するの類にして、異性質の主權者を以て組織せる政体の謂なり、此種の政体は在りては、貴族專横なるときの君主之れを抑へ、君主暴虐なるときの貴族之れを制するの便宜あるが故に、同質少數政体に比すれば、優劣固より同日に論ず可らず、且つ君主か貴族を抑へんとするの場合に於ても、貴族か君主を制せんとする場合に於ても、單獨の力を以て當り難き時に、應援を人民に求むること、勢の免る能はざる所なるが故に、之れが爲め、民權の伸張を促し、善良なる政治の組織と習慣を馴致すること、其例乏し、か

君主、貴族、輒の餘徳

此政体の腐敗を防ぐの方策

す、例へば英王ジョンが暴虐を極めたる時、貴族の之れを讀はり人民を率て王に迫り夫の大契約書に調印せしめ爰に民權擴張の端緒を啓いて遂に國會を開設するに至りたるが如き、異質少數政体の賜なりと云ひざる可らず、然れども王者貴族互に對峙するの場合と雖も創業の時代過ぎ去り漸やく年所を経るに随つて自然腐敗に陥る恐れあるが故に之れを防ぐの方策なき能はず、即ち英の貴族制度に倣ひ其位地を世襲貴族の専有に歸せず、平民と雖も有爲の才ある者若くは國家に勳功ある者の之れを擧げて貴族に列し、貴族の子弟と雖も必ず其位を世襲にするを許さず、且つ自由に他の種族と結婚するを許し、一に新元素を雜へて其腐敗を防ぎ、一に人民との關係を親密ならしむるに於て、庶幾く其の勢力を持続するを得ん歟。

第八章 多數政体論

○同質多數政体の定義 ○共和政体の辨別 ○共和政体の起因を論ず ○古代共和政体と近代共和政体の別 ○太古共和政体の利 ○其弊 ○代議制は古代共和政体の弊を二消するに足る所以 ○代議制は人に依て其効を爲す ○米國共和政治亦弊なしと謂ふ可らず ○其弊害を擧ぐ ○共和政体の多弊なる所以 ○第二種の多數政体能く共和政体の弊を二制すべし ○憲政体を論ず ○諸政体の得失を約説す ○一人政体の利弊 ○貴族政体の利弊 ○同質多數政体の利弊 ○立憲政体の他諸政体に優る所以 ○碩學の說 ○專制と自由の關係を論ず

同質多數政体の定義

多數政体にも少數政体に於けるか如く同質異質の別あること既に前章に述たるか如し、請ふ先つ同質多數政体を論じ然る後異質の者に論及せん、抑々同質多數政体、即ち共和政体、如何なる政体なるや、簡單に之れを解すれば、一國の人民主權を掌握の其代理人をして施治を掌らしむる者なりと云ふべし、即ち他の政体と共和政体とを區別せん、主權の何人の手に在るやを尋ねれば可なり、然るに人或は主權の所在

第八章 多數政体論

共和政体の辨疑

一例

共和の体ありて人民全般の幸福を謀らざるも如のあらん

又一例か

住民の多数の共和如何

に就て政体を區別せざるか爲め往々誤謬に陥りて自ら知らざるものあり故に今本論に入るに先たち一二の疑問を設けて之れを辨解すべし例へば今こゝに一國あり其政体の頗る共和政体の体裁を備ふるも其實人民全般の幸福安寧を計るを目的とせずして唯た社會一部の安寧を謀ることあらんに、是れ目して以て共和政体と爲すを得ざるに似たり然れども是れ又た純然たる共和政体なり何んとなれん形体は其の本質を定め精神と其善惡を定むること古來動かすべからざる元則にして政体の共和なると否とを決するに其精神の善惡を問ふを要せず其の主權の如何を窮むるにあればなり今又此に人民の多数か政權を有せざる共和政体あらんは、是れに附するに純粹なる共和政体の名を以てすることを得べきや例へば古代の共和國にては其の住民の多数の奴隸にして人民たる權を有する者の數の僅かに其の半にても

又撰擧權若くは任官の權を如何に如何に

及のより、如此を政体に於て若し奴隸解放の令出ては社會の面目の爲めに一變せざるべからず然る時の其邦國の疑もなく共和政体と稱する事を得べきも若し多数の住民奴隸たらん名實の相違に到底免る能はざるか如し然れども古代の制度に據れん奴隸を以て概むね國民の一部と爲さず其の政治に於ける恰も婦人小兒の毫も之れは關係を有せざりしと同一の状態ありたるか故に當時此政体を呼て共和政体と云ふも敢て妨げなしと知るべし更らに又た撰擧の權利若くは任官の權利等に制限ありて通常人民其權利を得る事能はざる所あらんに、此に設けたる共和政体の眞の共和政体と云ふを得べきや蓋し撰擧權の事又關しては制限愈々狭少なれん益々少数政体に近しいといふを得可く任官の事に關しては古來特に資格を設けたる例多きか故に政体に關係すべき者にあらずと云ふ事を得へし即ち若し撰擧の制限に

政体の共和なること
否とのた
主權の
所在を由
りて判す
べし
共和政体
の起因を
論す

其一原因

て智力の發達と共に伸潤するを得べき性質の者ならん共和政体の本質若くは其の精神に支吾する處なしといふて不可あるなり要するに政体の共和なること否との其の主權の在所に由りて之れを判せざる可らざるなり

其二原因

扱て共和政体は如何なる原因によりて起る者なる哉維廉天ブル氏曰く何れの都府を論せず其人民の富度増進するに従て自然共和政体に傾く者なり即ち其人民自ら政權を掌握せんとするの名譽心を起して然る者あり敢て名譽心あるよあらざるも自家の財産を全安に保たんか爲め武斷專横の暴力を恐れて自ら政權を掌握せんと欲するに起因するあり或は其都府の面積甚だ狹隘なるか爲め議政の會同を爲すこと甚だ容易なるより原因するあり或は又國內大に交通の利便開らけ多數會談の機會甚だ多く之れか爲め能く衆人の政治思想を開發する等

其三原因

最も緊要
原因の集
會の便宜
交通會談
の利便に
あり

より原因とる者なり其原因必らずしも一ならずと雖も集會の便宜交通會の利便は共和政体を建設するに最も緊要の原因なる如し即ち太古に在ては希臘の如き中古に在りては日耳曼の如き皆な此の源因より起りたる者なり

邦國の狹隘なるは集會の便宜を與ふる者にして共和政体の一起因なり

區域の廣
狹必ずし
も共和政
体の本質
に拘らす
太古共和
政体と近
代共和政
体との別
太古共和
政体の利
益

りて雖も其の區域の廣狹は必ずしも共和政体の本質に關係なき者とも知るべし只だ國土小なれば人民直接に政治に與ることを得ると雖も國土大なる時に代議制度を用ひざる可らざるの別あるのみ是れ太古の共和政体と近時の共和政体と相違ある所以也然り而して代議制度を用ひざる太古の共和政体には如何なる利益ありやと考ふるに決して少からず今其重もなる者を擧ぐれば先づ第一古代の民主國は其區域甚だ狹隘に其人にも亦た甚だ多からざりしか故に人民皆な

其利一

人民政治上に熱心す其利二政治思想に富む

自ら政治上の一元素たるを認めて始終之を忘ることなく、随て政治に熱心し大いに愛國の念に富めり、且つ又國民直接に政治に參與するが故に其の政治思想も遠く他政体人民の右に出てたること疑を容れず讀者試みに夫の希臘の名士底モスセーテースの演説を讀むへし其議論の高尙なる其論理の緻密なる決して中等以下の人の能く解し得べき者よあらず、然るに亞セン共和人民の之れを能く了解し能く眞意の存する所を會得したるよあらず哉、亞セン人民にして政治上の智識に富むにあらずんば焉んぞ能く如斯なるを得ん哉、然れども古代小國に行なれたる共和政体の弊害又決して少なりとせざるのみならず、之れを其利益と對比し來るときは寧ろ利少なくて害の多きを見るなり、今其の二三を擧ぐれば、(第一)古代の共和國に在りては國の人民擧て政治に奔走するが故に自ら農商工業に當るの暇

其弊害其利少なく其害多し其弊一就業の暇なく一種

の労働者を生ず

巨濟

其弊二徒黨を爲し易し

其弊三望官者多

其弊四

を有せず以之勢ひ政權に參與せざる一種の労働者を設くること已むを得ざるなり、是れ古代の共和國に奴隸を使用したる所以にして、共和の主義素と人間の平等を謀るに在りなから此不正を爲すを免れず抑々又古代民主國に附隨の弊害なりと云はざる可らず、(第二)古代共和國に在りては其疆域狭少人民相密接するが故に容易に一揆徒黨を結ぶを得、之に據りて或は敵國に加擔し、或は内亂を煽起し、終に外寇の侵來を蒙むると往々之れあり、(第三)古代共和國の人民の政治に熱中するが故に随て官爵を求むるの念慮も亦た甚しく、任官に制限を設けざる所に於ては此弊害幾んど矯濟す可らざる者あり、亞リストートルの云ふ所に據れば亞センスの共和政府に於て抽籤法を用ひ官吏を登庸したるの實に此弊ありしによるなりと、而して亞セン政府に官吏の數、特に多かりしも亦た之れに原因せざる可らず、(第四)共和國に於ては卑賤

名利者流輩出す

代議の制の弊害を以て補正する所

の家系に生れたる赤貧の匹夫と雖も一朝にして顯要の位地を占むるが故に、人皆な權勢を得んことに汲々し政府家又人民に媚ふるの弊あり故に古語に曰く共和政体の利達功名を産むの母なりと、亞リストートル又曰く專制政体の佞人と共和政体の統領との恰かも同一の性情を具する者なりと、蓋し共和政体の下に名利者流の輩出するに到底避け得難きの事にして、此輩動もすれに政治の全權を私し一朝虐主となることあり、是れ古代共和制度に隨伴せる最も大なるの弊害なりとす。古代の共民國に附隨する弊害の斯の如く少なからず、故に近世の民主國の之れを矯濟せんか爲め皆な代議制度を採用するに至れり、蓋し代議制度の性質と利益の後章に於て詳論するを以て斯も縷述するを要せずと雖も、之れを約言すれば、國政を執るに足るの才識を具する者を擧げて政治に參與せしめ兼て其權を妄用す可らざるの責を負荷せ

代議の制の本質を損せず

代議の制も亦人に由りて其効

いむるの制度なりと云ふべし、其の古代共和政体の弊害を防制するに足るの機關たること論を待たず、而して此の制度を採用する時の或の共和政体の本質を損するか如く思ふ者ありと雖も、決して然らず、何んとなれば共和の共和たる所以は固と主權の多數人民に存するが故にして、代議制度の只た此主權者の代理人を以て政治を議せしむるに止まり、之れか爲め主權を移して代理人に與ふるにあらざればなり、主權の本質既に變することなく、其位置又異なるなくんば、何んぞ共和の本體を損することあらんや、代議制度は實に共和の弊害を防制して又た共和の本質を損せざる者なり、近世共和政体の古代共和政体に比して弊害の少なき實に此機關の具はるに由らずんば、あらず。然りと雖も、代議制度も亦た人に由りて其の効用を爲す者なり、若し夫れ人民自治の精神に乏しく、公同の利害に感覺を有せざるが如きあ

を爲す
其例証

百四十八
らば之れをして其固有の利益を顯揚せしむること能はざるは勿論なり試みに米佛か共和政体を起したる所以を釋ねて其然るを知るべし彼の革命以前の佛國民の専制抑壓の治下に立ちたる人民なり、公同の精神と自治の習慣との彼れか有せざりし所なり、然るに彼れ一朝舊政体を思むや從來の諸制度を一碎し終に共和政体を建つるに至れり、然れども素と此革命の理論に由りて起りたる者にして固有の習慣に頼む處なきか故に、佛國の永らく之れを持続すること能はず十年若くは二十年に必らず革命を煽起せざるなきなり、是れ豈に共和政体に必用なる精神を缺くに由らざらん哉、之れに反して彼の米國民の合衆國建設の初めに於て業に已に自治の習慣を有せり、即ち各殖民の當初より總て自治の制度よりて政を施し官撰の知事を戴く者と雖も、百般の政治の皆な自治の主義に則りて施行せり、而して官撰の知事を戴く

米國共和
政体の持
續する佛
國の動搖
止むなき
偶然に非
らず

殖民地の如きの幾んど本國より獨立せるが如き能を有し、自ら法律を制定し、自ら租税を鑄造し、自ら貨幣を鑄造し、自ら公債を募集せり、故に一朝合衆國を建設し英國と獨立するに至りたるも頗る實際の習慣より富み、自治の制度に慣熟せり、米國の共和政体が獨り持續して佛國の如く動搖せざるは實に偶然にあらずるなり、

米國共和
政治亦た
弊なきと
謂可らず

米國人民固と自治の精神に富み共和人民たるの資質を有すと雖も、尙ほ決して弊害なきと云可らず、蓋し共和に貴む處の者、曰く平等なり、曰く自由なり、是れ共和人民の九鼎大呂よりも重しとする所なり、唯た夫れ之れを貴み之れを重んず故に、無智無頼の輩と雖も、理論の上には平等なり自由なり、以之毫も政治上知識なく、經驗なき徒らに多數を頼んで政治に干渉し、爲めに無量の弊害を醸するを常とせり、而して米國人民も又此の弊無き能はず、今其の一二を擧ぐれば、夫の代議

共和政治
の通弊

士か人民に阿諛して常々其意を邀ふか如き、賄賂苟苴を以て投票を買収するが如き、内閣の更迭すると同時に小官吏までを變更するか如き、判事就職期限を短縮し人民に之れを撰舉せしむるか如き、是れなり、夫れ代議士の主權者を代表して一國の大政を料理する者なれば、其人固より卓落不羈の資を有し非凡の大才を以て政務に當らざる可らず、然るに米國に於ては平等の實理を誤解し無智無謀の小人に至るまで政治に干與し代議士の所爲に始終喙を容るを以て、卓落不羈非凡の大才を有する名士の自然代議士の撰に當るを^二とせず、人民に阿諛して其の愛を買ふ者却て當撰を僥倖す、是れ豈政体の大評と云はざる可けんや、又た撰舉投票の公事なり決して賄賂を以て之れを行ふべきものにあらず、然れども米國に於ては此の弊習盛行し、フォルトナイト、ライ、レウエウ(雜誌)が曾て駭する所に據れば從來大統領の位地を占め

たる者にして得位の際二萬弗以上の散財を爲さざる者嘗て一人もこれなきが如し、而して此の散財の名義の果して何たるに拘らず既に撰舉を得るか爲め之れを必要とする以上の又賄賂苟苴の性質を有するの散財と云はざる可らず、國家第一流の人物たるべき大統領にして尙ほ且つ然り^一々又甚しと云ふべし、又内閣大臣の主義を以て更迭すべき者なりと雖も夫の主義に關係なき事務官の如き又司法官の如きの固と更迭を要する者にあらず、然るに若し事務官を更迭すること頻繁なるとき、政務を澁滞するの弊あり、又た司法官を更迭すること頻繁なるとき、司法權の獨立を害するの弊あるを免れざるの多辨を要せずして明らかかなり、而して米國の此の兩弊を存するの實あり、今米人某氏か此の弊風を論せる一節を左に抄譯すべし、

(前略)米國大統領當りマス、是ツフアソン氏が亞ダハス氏に繼て職

に就くや、知人某氏と與へたる書中に其主義を明^明にして曰く、官吏進退の事に就て其要點を擧ぐれ、第一に前大統領アダムス氏が余か撰擧の事を確知したる以後に命せし任期なき諸凡の官吏の固より之れを罷免すべき者とす、又た現任の官吏其性質順良にして政治上の主義を異にするの外、一事欠點なくして殊に平素其主義を執ると過激ならざりし輩の之れを罷免するを要せざるべし、但し檢事の裁判所の關門とも謂へべき者なるか故に檢事の必ず州權黨の人を用ひ以て全國人口の過半數を占むる吾黨の藩屏たらしむべしと、是れ是フアーソン氏か知人に與へたる私信と過さず、氏の敢て之を公言せしにあらすと雖も其心底蓋し想ふべきなり、夫れ事務官の政治上の主義に由りて更迭すべき者にあらざるや論なり、然るに氏の前統領か自家撰擧の事を知りて後命したる官吏の固とより之れを免

罷すと云ふ、氏の事務官尙ほ政務上の主義に由て變更ある者と爲すか、前統領か選む所の事務官と己れか自ら撰む所と事務を處するに於て何の異同か之れあらん段に檢事を以て自黨の藩屏たらしめんとするが如きの政治上の主義を以て司法權を左右せんとする者なり、司法の固と政治主義に由て異なるべき者に非ず、氏か司法の獨立を忽視する實も甚しと云ふべし、後世氏を指して黨派の爲めに職權を私用せし大統領の鼻祖と爲すも宜なる哉

リンコルン氏の非凡の俊才、清廉の傑士なり、一朝擧^あられて大統領の顯職に就くや、人民の深く氏に望を囑して其非凡の才能を活用し、其愛民の素心を達せしめんとを期せり、然れども氏すら尙ほ且つ官吏任免に關して譏を免るゝ能はざりし、即ち無耻無能、短才賤劣の加メロンを軍務卿に擧げたるは是れ也、當初リンコルン氏を撰擧するの

時に當て氏か友人の加メロンに約し若し利ンコル氏を撰舉して大統領の地位を踐ましむるあらん後日必らず擢んで、内閣の一員たりしむへいと之れ固より利ンコル氏か自ら知らさるとなり然れども既に此約あり又た食む可らず利ンコル氏の其當を得さることを知ると雖も止むを得ざるの狀勢に迫まられて終に之れを擧げたり然るに固と加メロンの一狎邪の小人軍務の大職に當るべき者にあらざるが故に、久しからずして其劣才無能の著しく行爲上に顯れ不正の措置累積せしかバ利ンコル氏の止むとを得ずして之れを罷免せり而して加メロンの尙ほ名聞を飾るに汲々として私に大統領に哀請し己か軍務卿を罷められたるの其の辭職に出る者にして政府は其才を愛惜したるが如くせんことを乞しかバ其の乞の如く政府の記録に之れを登録したりと嗚呼堂々たる政治家にして一小

米國官吏
任免の法
因襲の久
べからさ
るの腐敗
に陥る

人の爲めに公事を忽せにすると如此に至る米國官吏任免の法たる因襲の久しき實に救ふ可らざるの腐敗に陥りたりと云ふへし是を以て閉リス氏か大統領に舉らるゝや人民の望の一に官吏任免の法を改良するにありし而して氏か公明正大の心を以てすら尙ほ且つ人民の宿望を満足せしむると能はず今に迄んで政務官事務官の別の混亂極まりなく一朝官吏更撰の期に遇へん大統領の進退の下警吏に迄及ふ云々

嗚呼彼の自治に長するの米國にして尙ほ且つ如斯自治の習慣具ならざるの佛國共和政体の多弊なること推して知るべきなり而して共和政体の如しく弊害を免る能はざる者の抑々何に由る乎他なし民衆徒らに平等を貴とび自ら急激に趨するの風すりと雖も之れを捍制す

共和政体
の多弊な
る所以

多數政體の第二種能く共和政體の弊を抑制すべし

立憲政體を論ず

諸政體の得失を約説す一人政體の利害

るの機關具いらざるに由らすんいあらず、而して此擇制の機關を具ひ共和の弊害を矯制するの政體に實に第二種の多數政體これなりとす」多數政體の第二種の異質多數政體是れなり、此の政體の同質多數政體に異なる所以の主權者の多數の皆な同質の人民にあらずして其性質を異にする者例の王室、貴族、國會議員の撰擧者等に在るの謂ひに外ならず、而して此政體を普通に呼んで立憲政體と稱する者の、他なく積成或の制度憲法を以て政權の分配を規定するが故なり、多數異質政體即ち立憲政體の各種政體中最も弊害少なく利益最も多き善良政體も謂はざる可らず、今其の然る所以を論ずるに當り既に論述せる諸政體の得失を簡約に覆説すべし、抑々一人政體の利の統一の政を施くにありて弊の伏すること、亦此もあり、試みに見よ賢主上にありて萬機を綜理一定の立略を以て機に臨み變に應ずるの政を

貴族政體の利弊

施くに當りてや、其運動の極めて敏活なるを得べく其政權の極めて強大なるを得べきなり、故に野蠻獨立の氣象盛にして未だ服從習を起さざる社會創始の人民を導き之れを率て文明の選進めんと欲し、或は邦内分裂して一に歸せず各割據の古態を固守して爭擾常に絶へざる社會を鎮靜せんと欲し、或は國威を域外に輝かさんと欲するの場合に於て一人政體を措て他に採用す可きの政體なきなり、然れども君主其人を得ず社會公衆の安寧幸福を以て其心となさざる時、此強大なる政權と敏活なる運動力とを具用し其弊其害極まりなきに至るの例は古來君主國に頗る多し、要之一人政體利弊の繋る所、一に君主其人を得ると得ざるとにありて、明君聖主の出づるあるに實に千載の一遇常に望み得べきの事にあらず、然れば即ち一人政體利害の關係を知る可きのみ、貴族政體の利の才能を有する俊傑の協心同力善政美治を接

同質多數
弊政体の利

異質多數
政体特り

摩言

出、以て社會人衆を以て其德澤に浴せしむると保守の精神を以て政治の激變を防制し社會の秩序を維持するに在り然りと雖も地位權力共々相均しき數人合して一体を爲すは是れ貴族政体の本色にして之れを綜統する統率者なきを以て統一の政治を施すに便ならず又保守の精神偏傾して遂に社會の沈滯腐敗醸成するが如きは是れ此の政体固有の弊害なりとす又社會通般の意向を以て政治の標準となし敢て少數人をして政治の利益を壟斷せしめざるは同質多數政体の他政体に優る所以なりと雖も自由平等の理論に心酔し間々政体に激變を生じ社會の秩序を紊亂し社會多數無知無識の小民暴勢を追ふ天下爛の末遂に一二名利者の爲めに眩惑せられ其爲す所に任かせ表面の規式の告朔の餼羊にも直せざるに至るは是れ共和政体に伴隨するの弊害と謂はざるを得ざるなり然るに多數異質政体即ち立憲政

能く三種
政体の利を
其取りて其
を弊を去
ると謂ふ
可し

立憲政体
の他諸政
体以て優
る所以
一人政体
の要素を
包含する
の利
貴族政体
の要素を
包含する
の利

共和政体
の要素を

立憲政体は王室即ち一人政体の要素を包含するが故に少數政体同質多數政体共々収むるを得ざる統一の政を施く利益を占有するを得べく一人政体の弊害たる政權の弄用の貴族共和兩政体要素の刺衝監督に因りて之れを制するを得べく又貴族即ち少數政体の要素を包含するが故に一人政体同質多數政体共に収むるを得ざるの利益即ち才德兼備の俊傑を以て善政美治を按出せしめ其德澤を浴するを得保守の精神を利用して政治の激變を防制し社會の秩序を維持するを得べく貴族政治の弊害たる統一の政を施すに便ならざるは一人政体の要素を以て之れを補ひ保守精神の偏傾を共和政体の要素を以て之れを

醫す可きなり又共和政体の要素を包含するが故に、一人政体、少數政体共に敗むるを得ざるの利益即ち通般の意向を以て政治の標準となり、敢て少數人をして政治の利益を壟斷せしめざるを得、共和政体の弊害たる自由平等の過信より動もすれば政体の激變を惹起し社會の秩序を紊亂するの通患は一人政体特に貴族政体の要素を以て之れを制するを得べきなり、立憲政体の利益效用概ね此の如し、故に希臘の昔に保リピアスなる碩學あり千有余年を隔て、今日の立憲政治を先見したる者の如く説を爲して曰、「人或は君主貴族、共和の三種政体外に他の政体あるべからず、仮令之あるも其善良なる者の必らず三種の中に存すべしと思ふ者あれども是れ誤謬の見也、何となれば眞に善良なる政体は此三種を混合したるものにはあり是れ理論上に止まるに非ずして有名なる羅イカルガスの已に之を羅セテモン國に施用したるとありて、

立憲政体
に關する
碩學の説

遠く布アプレトりの書よも之を論たり抑も政体の單純なるもの實に禍亂易りと雖彼の諸元素を包含したる政体においての亂離は是れ喜ぶの徒あるも亦た老成自ら守るの人之を制するを得べきなり」と志セロの羅馬有名の政治家なり亦た曰く「三種政体中に於て其一を採らんに、余は君主政体を主張すべしと雖尙ほ之より善きものあり、即ち尊嚴を有つる君主と才徳を備ふるの俊傑と通般の意向を表する衆庶とをして共に政事に參與せしむる是れなり、如此んば常に公同の政理を協ふのミならず抑も鞏固の政体と云ひざるべからず、何となれば單純の三種政体の動もすれば崩弛するの患あれども混合政体においての施政者の注意非常に懈怠あるの外に其根基を覆すに足らざるべければなり」と、蓋し彼單純の政体においての國勢常に偏重偏輕に傾くを以て、或は集權に、或は分權に陥り易くして施政者の注意も之を挽回

立憲政体の衆美を此に在り

自治の精神を以て
神象を以て
氣象を以て
偶敗を以て
取らん

馬ルグ氏の名言

善、魯人
民未だ立
憲政体に
適せざる
を説く

君主の政治
民を治む
の無智の
民を治む
の無智の
民を治む
の無智の

する能いざるとあり彼の混合の政体即ち立憲の政体にありては皇室
貴族平民の三者相制して權衡を保つと其常なれば施政者の此常勢に
從へば可なり換言すれば單純の政体にありては權衡を保つに是れ汲
々として混合の政体に在りては此權衡を破ること甚だ容易ならず政事
家の難易固とより同日の論に非ざるなり
嗚呼政体の最良なるもの實に多數異質政体よわらんか然れども一
國の政治は其國俗民情に適應せざる可らず彼の英國人民の如きは數
百年間能く苦艱を忍び大成を期したればこそ此政体よ浴するを得た
り自治の精神を以てせず忍の氣象を以てせず俄かに此政体を用ん
どす偶々以て敗を取らんのみ馬ルグ曰く空理を以て組織したる政体
の如何に巧妙なりと雖到底實地よ適するを得ずして永續するの力な
かるべし之を永續せしむるの力と何ぞや曰く宗旨也曰く地位財產

なり曰く善長なる政治の習慣と思想なり曰く歴史上の記念を尊崇す
る所の懷舊追遠の情是れなりと氏の要件とする所過不及なきやの之
を措き政治の良否は人民の智徳に關すと云ふに至りては卓見と云ふへ
し君主獨裁の無智の民を治め擾亂を御するに適し立憲共和の政体は
開明の民にして之に浴するを得べし只だ此人民智徳の度を觀る其明
を是れ難しとするのみ

夫れ支那の專制を以て社稷を安んト魯西亞の獨裁を以て民心を失
英の立憲政体を以て國家を泰山の安きに置き普の立憲政体を以て官
民の軋轢を免るゝ能はず其理由何にかある抑も普國の憲法自由主義
に則らざるに非ず其君主の行政權を明にする條款に冠するに「モナル
ク若しソベレエン」何れも君主の義の字を以てせずして「プレシデント
(大統領)の字を以てす何ぞ其外形の自由を粧ふの斯に至るや然るに普

國々會の常に行行政官吏に蹂躪せられ比スマルクの憲法も違背して國
會の議決せざる租税を徴収したり憲法の効用果して何れかある歐洲
の論者戯に普國を稱して「モナルキ」君主政体の義と云ひずして「ビス
マルキ」比スマルク政体と云へり是れ畢竟普の人民未だ全く立憲の
澤に浴するに堪へざるに由るのみ而して彼の魯の如き一たび人民を
導て文明に入らしめ其發動力熾んなるに及んで恐惶周章復た舊時の
壓制に頼らんとす其の興望を失ふ亦た宜へならずや

專制と自
由の關係
を論ず

既に前章に述る如く主權の專制權なり一國の爲政に必ずや此專制
權なかるべからざるなり主權の專制ならざるもの一國の綱紀を保
維するに能はず而して專制を濫用し自由を壓迫すれば人民の進歩の
得て期すべからざるなり上に專制なかるべからず下に自由を發
達せざるべからず專制の極の民をして之を知らしめず自由の極の政

格

府をして施政の運轉扞格する所あらむ專制と自由と相遇ひ相軋り
て激發するに至ては其弊や言ふべからざるなり專制と自由を相遇ひ
相制して權衡を誤るとなき則ち初めて一國の上進を保拂すべきなり
獨裁專治の政体にありては專制の極に陥るの傾向あり共和民主の政
体は自由の極に走るの傾向あり只だ彼の立憲政体は能く主權者の組
織を注意して異質相犯すなからしめ又た常に主權者と人民との關係
を密ならしむるを勉め且つ人民の身上保護律を嚴にして人文の自
由を鞏固ならしむ斯に於てか專制と自由と相持して始めて政治の發
達を望む可し然れども是れ立憲の政体に適するの人民にして始めて
此澤に浴するを得べし其智徳未た之に及ばざるもの急進して驟く
の患あり立憲の政理を誤りたるもの腐敗して仆るもの恐れあり立
憲政体の澤に浴すること豈に夫れ容易ならんや

立憲政
體に於
ては初
めて二
者相待
つて政
治の發
達を望
むべし

著者用